

## 4 韓国の農業所得構造に関する一考察

### 要 旨

本稿では、統計データ及び実態調査を通じて韓国の農業所得構造を明らかにしている。まず第2節では、農工間の所得格差及び農業所得の構成変化を確認した。対都市勤労者所得では、現在農業所得は2割の水準で、農家所得でも6割水準になるなど格差が拡大していること、また農家所得の構成も農外所得や移転所得が7割を占めるようになっていた。

第3節では、農業所得に直接・間接的に関係する政策支援として直接支払いに注目した。経営移譲直接支払いと農地年金事業は、高齢離農農家に対する所得補償と彼らの農地を専業農業者へ誘導させる構造政策として打ち出されたこと、米所得等補填直接支払いでは近年、米価と固定支払いの合計額が全階層の生産費をカバーする基準価格を上回る水準にあること、FTA被害補填直接支払いでは、FTAによって被害を受けた品目に対し当年価格と交付金の水準が平均価格の9割弱をカバーしていることを明らかにした。

第4節では、米を対象に、統計分析と実態調査を通じて米の所得構造を明らかにした。米は2015年1月に関税化へ移行し、その対策として米産業発展対策を講じていた。そこでは、先述した直接支払いの補強と規模拡大、「トゥルニョク経営体」という組織の育成を打ち出していた。それらを念頭におきつつ、統計分析をおこなうと米の所得は2000年代以降不安定であったが、近年は米価の上昇により回復傾向にあった。生産費面では特に借地のコスト高が特徴であり、その背景には借地率の高さと農地価格の上昇が影響していた。また規模別の所得・生産費では、最下層(0.5ha未満)に対する最上層(10.0ha以上)のコストは約2割減でしかなかった。これは規模の拡大が借地のコスト高につながるためであり、その結果最上層の所得が最も高いということではなかった。

さらに実態調査では、大規模農家(6ha)と小規模農家(1ha)の農業所得構造を明らかにした。また、政府が力を入れようとしている「トゥルニョク経営体」は、日本のような地縁的な集落営農・組織化ではなく、一定の範囲の中での組織化であること、その活動も協業組織ではなく、個別農家が各自作業をおこなう組織であること、共同化は農産物の販売面に限定された組織であることなど、日本のような地縁的かつ協業化をとまなう集落営農とは大きく異なっていた。

第5節では、韓牛を対象に所得構造を明らかにした。韓牛は、韓米・韓豪FTAの締結に対し競争力強化を推進しており、近年大規模化と小規模化及び離農という両極化がみられた。近年の韓牛の所得は60万～70万ウォンで、自家労賃を高く設定し、その分純収益がマイナスになるという構図がみられた。また飼料費、特に輸入する濃厚飼料がコスト高につながっていた。規模別では規模の経済がほとんど作用しておらず、階層間において明確なコスト差や収入差、所得差はみられない点の特徴であった。ただし、現地調査をした韓牛農家は、統計資料の数倍に及ぶ所得を得ていた。その要因を数値的に探ることは困難であるが、調査農家に共通することは品質や等級のよい韓牛を飼養していた農家であることが、販売価格面からもみてとれた。

第6節は、統計分析を通じて乳牛の所得構造を明らかにしており、総収入の増大、特に乳価の上昇が所得の増加をもたらしていた。規模別では規模が大きいほど総収入は多かったが、コスト面では韓牛同様に飼料費(濃厚飼料)の上昇で最上層が最も高く、規模の経済

は作用していなかった。

第7節では、農業所得を高めるため親環境農産物や6次産業化の実践が進んでおり、調査した完州郡でも地産地消や直売所、農産物加工への動きが確認できた。とはいえ、これらの動きは緒に就いたばかりであり、これらが低迷する農業・農家所得にどの程度貢献するのかは、今後の調査によって明らかにする必要がある。

以上、農業所得について広範囲の視点からみてきた。そのため一定の枠組みでまとめることは困難であるが、いずれにせよ農業所得自体厳しい状況下にある。そうしたなか、構造改善を通じた両極化によって大規模あるいは高品質な農産物をつくりだす農業者は一定の稼得がみられた。ただし、こうした層は少数派であること、小規模農家や離農農家の他産業を通じた稼得機会がどの程度整えられているのか、また農村社会という範囲で捉えた場合に、彼らだけで農村社会が成り立つのかといった複合的な視点での追跡調査・考察が求められよう。

#### 4-1 はじめに

本稿に与えられた課題は、韓国の農業所得構造を明らかにすることである。ただし韓国では、農業所得税が非課税であるため所得を把握する制度が十分に整備されているわけではない。さらに所得以外でも、多様な品目あるいは経営形態ごとの生産費や経営状況等を網羅した統計資料も多いわけではない。

以上のような日本と異なる制約・限界があるなかで、本稿では次のような形で韓国における農業所得構造の実態に接近し考察していく。第2節では、まずは農業所得の位置を確認するため、農業者と都市勤労者との所得格差を確認するとともに、農業所得の構成の変化を明らかにする。

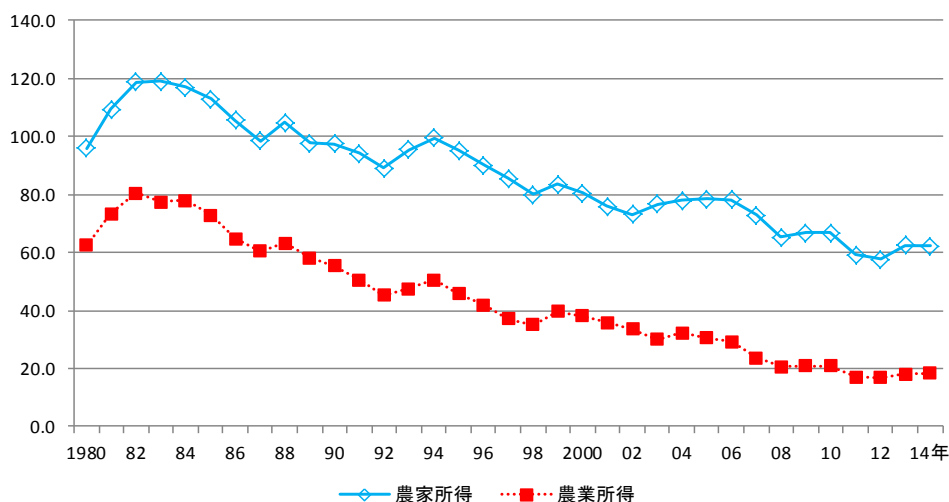
第3節では、農業所得に直接的間接的に関係する直接支払政策をおさえた上で、第4～5節では特定の品目、すなわち米・韓牛を対象に、まずは統計資料にもとづき現在の農業構造の到達点や所得の推移、所得形成に大きな影響を与える生産費の変容、経営規模別にみた所得・生産費比較等をおこなうとともに、現地調査による経営実態も踏まえ、両品目の農業所得構造の実情を明らかにする。加えて第6節では、他の欧米を対象とした分析チームとの比較分析を念頭に、統計資料によるデータ分析に限って乳牛についても取り上げている。

さらに第7節では、韓国でも取り組み始めた6次産業化の取り組みを外観しつつ、第8節で簡単にまとめることにする。

#### 4-2 農工間所得格差

図I-4-1は、韓国の都市勤労者所得に対する農家所得及び農業所得の割合をみたものである。韓国も日本同様に、工業化と輸出産業主導により高度成長を迎えたが、それと同時に農工間の所得格差問題を抱えることとなった。だが、政府米価の引き上げや政府による米の買入量の拡大等価格支持政策の強化によって、農工間の所得格差の縮小・緩和を図ってきた。その結果、図I-4-1に示すように1980年の都市勤労者所得に対する農家所得の割合は95.9とほぼ拮抗し、80年代はむしろ都市勤労者を上回る農家所得を記録している。さらに農業所得に限定すると、80年代中葉まで農業所得だけでも都市勤労者所得の7～8割水準を確保していたことが分かる。

図 I-4-1 都市勤労者所得に対する農家・農業所得の割合



資料：『農林畜産食品主要統計』（各年版）より作成。

農家所得は、90年代半ばまで都市勤労者とほぼ拮抗の状態がつづいていたが、他方農業所得は80年代後半から都市勤労者所得の6割水準に突入し、農家所得とは異なり90年代はじめには40台を記録している。農業所得の低下は、国内的には米の自給達成とそれともなう価格支持政策の後退、国外的にはアメリカを中心とした農産物の市場開放圧力の高まりに加え、ガット・ウルグアイラウンドからWTO体制への移行ともなう世界的な農産物自由貿易の潮流が大きく影響している。

さらに韓国は、2000年代に入ってからFTA戦略へ傾斜したことで、都市勤労者所得に対する農業所得の割合も2011年には2割を切り、14年時点で18.3にまで低下している。その結果、農家所得でも、2000年には80.6であったが、2000年代前半には70台へ、後半には60台、11・12年は50台の最低を記録し、14年は62.2となっている。

次に、農家所得を農業所得・農外所得・移転所得の3つに分けて大まかな構成をみたのが表I-4-1である。表によると、少なくとも1995年までは農業所得が農家所得の過半を占めていたが、それ以降農業所得が停滞したことによって、農業所得の構成比が3割程度まで低下している。

農業所得に変わり、金額でも構成比でも増えているのが、農外所得及び移転所得である。農外所得は07年に農業所得を上回り、現在は農家所得の4割強を占めている。ただし農外所得は、製造業や建設業などの他産業就業による兼業所得ではなく、農業労賃や賃貸料などの事業外所得が中心であり、それが農外所得の3/4を占めている。他方、移転所得は補助金や礼金、仕送りなどを指し、14年には農業所得と拮抗する28.2%まで高まっている。

このように、韓国の農業所得を他産業及び農家所得内部で位置付けると、都市勤労者所得に対して農業所得は大きな格差が生じていたが、農家所得では2000年代中葉まで80台を維持していた。それを支えたのが農外所得及び移転所得であり、いまやそれらが農家所得の7割を占めるに至っており、農業所得の農業内・外における後退を特徴の1つとしてあげることができる。しかも最近では、農家所得も都市勤労者所得の6割水準にまで落ちるなど都市勤労者との格差が拡大している点が、近年のいま1つの特徴である。これら2つの特徴を念頭におきつつ、本稿では主要品目に絞って所得の構造を明らかにする。

表 I-4-1 農家所得の構成

	所得 (千ウォン)			構成比 (%)		
	農業	農外	移転	農業	農外	移転
1980	1,755	938	—	65.2	34.8	—
85	3,699	1,060	977	64.5	18.5	17.0
90	6,264	2,841	1,921	56.8	25.8	17.4
95	10,469	6,931	4,403	48.0	31.8	20.2
2000	10,897	7,432	4,743	47.2	32.2	20.6
05	11,815	9,887	8,803	38.7	32.4	28.9
10	10,098	12,946	9,077	31.4	40.3	28.3
14年	10,303	14,799	9,848	29.5	42.3	28.2

資料：『農林畜産食品主要統計』(各年版)より作成。

注：2003年以降、移転所得には非経常所得の一部が含まれている。

#### 4-3 農業所得に関する直接支払政策

##### 4-3-1 価格支持政策から直接支払政策へ

韓国も欧米や日本と同じく、価格支持政策の実施や米の政府買入制度をおこなってきた。だが、1995年のWTO体制への移行にともない、農業分野では政策介入が原則禁止となり、その象徴の1つとされる生産刺激的な価格支持政策が廃止された。それに代わり市場メカニズムによる農産物価格の形成と、必要な政策は市場外で実施する直接支払政策への転換が求められた。ここでは、本稿の対象品目である米及び韓牛と関係する直接支払政策に絞って、政策内容とその実績について整理する。

##### 4-3-2 経営移譲直接支払い

WTOによる市場開放への対応として、規模拡大による競争力強化を目的に経営移譲直接支払いを1997年に導入している。これが、韓国における最初の直接支払政策である。経営移譲直接支払いは、離農する高齢農業者の所得補償と専業農業者の規模拡大を同時に達成するものである。

経営移譲直接支払いの対象農地や対象者、支給単価等は、韓国農業や農業者等を取り巻く環境の変化に応じて様々に変容している。そのため表I-4-2は、新しい要件のみを記している。特徴を整理すると、①対象は一定期間農業経営に従事した65～70歳の農業者であること、②経営移譲の意味は、所有地の売却もしくは貸付を指す(ただし、所有地30aまでは自作可能)、③表中にはないが、貸付期間は他の関連事業との関係で5年以上が求められること、④最大で75歳まで受給資格があること、⑤売却・貸付の相手は45歳以下の農業者であること、である。

実績は、1997～2013年の累積で、高齢農業者10万人が7.3万haの農地を経営移譲し、総額4,000億ウォンを交付している。面積ベースで見ると、売却と貸付がほぼ半分ずつを占める。高齢農業者1人当たりの経営移譲面積は0.72haであり、他方借り手の「専業農業者」は7.0万人で、1人当たり1.04haの規模を拡大している(ただし、延べ人数のため実人数で見ると規模拡大面積は大きくなる)。

表 I-4-2 経営移譲直接支払いの交付要件

対象農地	3年以上所有する農業振興地域内の水田・畑・樹園地，支給上限2ha
対象者	10年以上農業経営に従事した65～70歳
対象行為	売却もしくは貸付（ただし，30aまで自作可能）
支給期間	75歳まで最長10年間
支給単価	1ha当たり月25万ウォン・年間300万ウォン
相手	農業経営3年以上で45歳以下の農業者（＝「専業農業者」）

資料：『農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』（各年版）より作成。

#### 4-3-3 農地年金事業

経営移譲直接支払いに類似した政策が，2011年に導入した農地年金事業である。農地年金事業とは，所有する農地を国の機関である韓国農漁村公社に担保として預け，一定金額を「年金」として受給するものである。したがって，通常の掛け金にもとづいて受け取る年金とは異なる。農地年金の目的は，掛け金が支払えず国民年金を受給できない高齢農業者が半数程度存在することへの対応としての福祉政策と，彼らの農地を専業農業者へ農地集積し規模拡大を図る構造政策，の2つである。

対象者は，夫婦ともに65歳以上で，所有地が3ha以下かつトータルで5年以上の営農期間がある農業者である。対象農地は，水田・畑・果樹園で実際営農に利用していなければならない。対象者は，所有地を担保として出すことになるが，所有地は専業農業者に貸し付けるか，あるいは自作することも可能である。

農地年金の受給額は，受給する年齢や所有する農地価格によって異なるが，参考として表I-4-3を掲げている。受給方法は，死亡するまで受給できる終身型と，特定の期間受け取る期間型の2つのタイプがある。受給額の基本的な算定式は，次のとおりである。所有する農地価格は，公示地価の100%か鑑定評価額の70%のどちらかを選択し，この農地価格から農地年金基金収入，すなわち農地年金を運用するにあたって必要な諸経費等を差し引いた残額をもとに受給額が決定する（ただし，月額の上限は300万ウォン）。

農地年金基金収入は，①運用利率，②加入費率，③質流れ等の危険負担率，④農地価格上昇率，で構成され，①は農地価格の4.0%，同じく②2.0%，③0.5%，④2.8%を徴収していた。ところが，高齢農業者の所得補償を強化するため2014年に変更し，④のみ2.85%へ引き上げているが，①は3.0%に引き下げ，②は廃止している。

表のうち煩雑を避けるため公示価格の場合の受給額のみ確認すると，終身型で最も早い65歳で加入して受給する場合，死亡するまで月額36.4万ウォンを，80歳で加入すると月55.3万ウォンを受給できる。期間型では，68～78歳での加入と，一律90歳での加入の2パターンを表記している。このうち前者は，各受給期間と加入した年齢を合算するといずれも83歳となる。これは平均寿命を83歳と仮定しているためであり，そこから逆算して導出したのが各加入年齢である。78歳で加入した5年タイプでは月156.3万ウォン，73歳の10年タイプは月82.0万ウォン，68歳の15年タイプは月57.1万ウォンとなる。

農地年金に加入していたものが死亡した場合，配偶者が65歳以上であれば配偶者がそのまま受給することができる。他方，配偶者が65歳未満，あるいは子供が相続する場合は，次のいずれかを選択しなければならない。1つは，年金受給額を全額返済して農地を「質戻し」するケース，いま1つは担保の農地を手放す「質流れ」のケースである。後者を選択し，仮に年金受給総額よりも農地価格の方が低い場合，その差額は韓国農漁村公社が負担し，逆の場合は差額を相続者に還付する。

農地年金を導入する際の計画では，2011～25年の15年間で1.5万件の加入者，年間で

1,000件を見込んでいた。実際の加入実績をみると、2011年は1,007件・541haが加入しており、加入者の平均年齢は74歳、平均受給月額は76万ウォンである。12年以降も概ね11年実績に近い加入者がおり、当初計画に符合した実績を残している。受給のタイプは、終身型を選択した加入者が全体の35%、期間型の5年タイプが23%、10年タイプ29%、15年タイプ13%と終身型が最も多い。

表 I-4-3 農地年金の月額モデル

(単位：万ウォン)

	終身型		期間型					
			5年		10年		15年	
	65歳	80歳	78歳	90歳	73歳	90歳	68歳	90歳
公示価格	36.4	55.3	156.3	168.3	82.0	93.7	57.1	75.8
鑑定価格	25.4	38.7	109.4	117.8	57.4	65.6	40.3	53.0

資料：「韓国農漁村公社資料」より作成。

注：1)農地価格を1億ウォンとした場合。

2)年齢は、農地年金に加入した年齢である。

どのくらいの対象者が自作を選択しているのか明確な数値はないが、少なくない高齢農業者が選択しているようである。自作の場合、農地年金に加えて、後述する米所得等補填直接支払いを受け取り、貸付では農地年金と小作料を受け取ることになる。制度自体が「年金」と銘打つように、高齢農業者の所得補償が制度のメインであり、構造改善はそれに付随するものと位置付けられよう。

#### 4-3-4 米所得等補填直接支払い

##### 4-3-4-1 制度の仕組み

米所得等補填直接支払いは、後述する米のミニマム・アクセス(MA)の延長に際し、輸入義務量の拡大と飯米用への義務化が課されたことで米価の下落が懸念され、米農家の所得を補償する目的で導入したものである。米所得等補填直接支払いは、2001年に導入した水田農業直接支払いと02年の米所得補填直接支払いを、05年に統合したものであり、前者が米所得等補填直接支払いの固定支払い、後者が変動支払いとなる。

固定支払いは、統合した2005年には1ha当たり60万ウォンであったが、翌06年に70万ウォンに引き上げている。その後、李明博政権下で農林水産食品部が90万ウォンへ引き上げる予算案を提出したが、予算処との折衝の結果、13年に80万ウォンの引き上げで決着している。固定支払いの単価は、実質的には農工間の所得格差・政治的配慮・予算制約の3つを総合的に判断して決定することから、選挙対策に利用されやすい。

変動支払いは、その年の収穫期米価が基準価格を下回る場合に発動され、基準価格と収穫期米価の差額の85%から固定支払いを差し引いた金額が交付される。基準価格は当初3年、その後5年ごとに改定し、必ず国会の同意を必要とする。最初の3年(2005~07年)の基準価格は、収穫期米価(2001~03年産)と米買入制度の直接所得効果、水田農業直接支払いによる所得効果の3点を総合的に判断し、80kg当たり170,083ウォンに定めている。次の5年(08~12年)は改定せず、その次の5年(13~17年)には174,083ウォンへ引き上げている。なお、80kg当たりの米の平均生産費は10万ウォンであり、基準価格は1.7倍の水準である。

## 4-3-4-2 実績

表 I-4-4 は、米所得等補填直接支払いの加入状況を示したものである。2006～08年の固定支払いは、いずれも 100 万戸強、100 万 ha 強の農家及び水田に対し約 7,100 億ウォンを交付している。変動支払いは、米価が高かった 08 年は発動されず、06～07 年は約 100 万戸・90 万 ha 強に 4,400 億ウォン及び 2,800 億ウォンを交付している。ところが 09 年をさかいに農家数及び面積ともに大きく減少している。これは 08 年に、農地を所有するが実際に自作していない農家が不当に受給していたことが社会問題化し、09 年に法令等の改定など制度の改善をおこなったためである。

表 I-4-4 米所得等補填直接支払いの加入実績

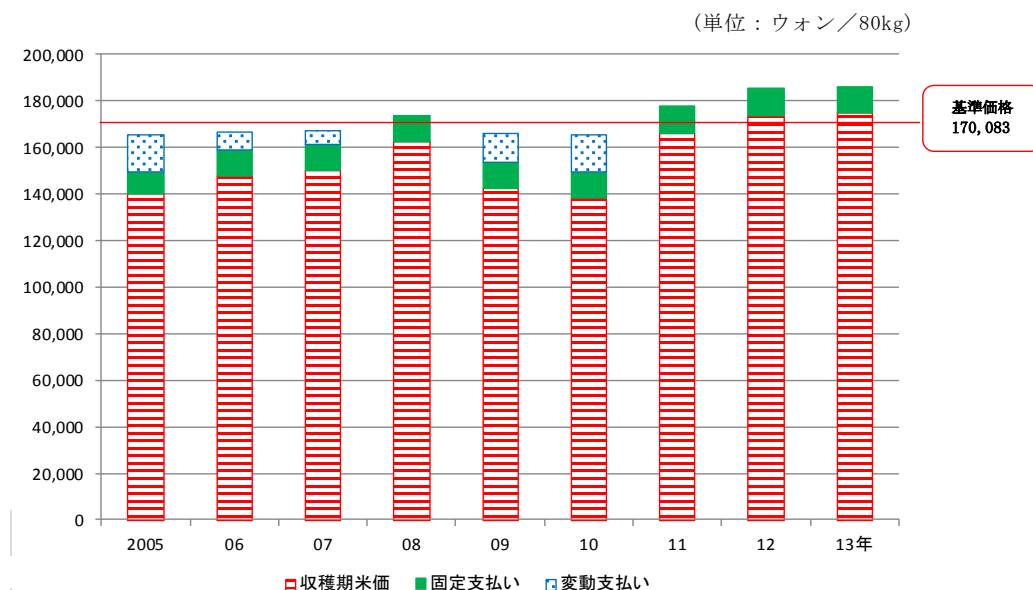
(単位：千戸，千ha，億ウォン)

	固定支払い ①			変動支払い ②			交付金額計 (①+②)
	農家数	面積	金額	農家数	面積	金額	
2006	1,050	1,024	7,168	1,000	951	4,371	11,539
07	1,077	1,018	7,120	1,020	933	2,792	9,912
08	1,097	1,013	7,118	—	—	—	7,118
09	866	891	6,328	815	809	5,945	12,330
10	838	883	6,223	781	789	7,501	13,729
11	812	875	6,174	740	754	—	6,174
12	791	866	6,101	719	747	—	6,101
13年	770	855	6,866	697	735	—	6,866

資料：『農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』(各年版)より作成。

さらに、図 I-4-2 は、米所得等補填直接支払いを通じて、基準価格をどの程度カバーしているのかをあらわしたものである(80kg 当たり)。2010 年までは 08 年以外収穫期米価が低く、固定支払いを加えても基準価格を下回るため変動支払いを発動している。変動支払いは、5,520 ウォン(07 年)から 15,710 ウォン(05 年)と幅広く、米農家は合計で基準価格の 97.2%(10 年)から 98.2%(07 年)の水準を確保している。他方、近年は収穫期米価が好調のため変動支払いは発動されず、08 年で 102.2%，11 年 104.5%，12 年 108.9%，13 年 109.5%と基準価格を上回る水準である。

図 I-4-2 収穫期米価と米所得等補填直接支払いの推移



資料：『農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』(各年版)より作成。

注：1)80kg 当たりの金額である。

2)基準価格は、改定後も最初の 170,083 ウォンでみている。

#### 4-3-5 FTA 被害補填直接支払い

FTA 被害補填直接支払いは、これまでの直接支払いとは異なり、FTA による輸入の影響に限定した直接支払いである。当初は、最初の FTA であるチリを対象に、チリからの輸入の増加によって国内農業に影響が生じると予測された施設ブドウ・キウイ・モモの 3 品目に限定していた。ところが、米韓 FTA の合意を画期に、①FTA を締結したすべての相手国を対象に、②FTA により国内農業に被害が生じた品目に対し、③各 FTA の発効後 10 年間を交付期間、に変更している。制度の仕組みは、直近 5 中 3 年の平均価格の 90% を基準価格とし、当年価格が基準価格以下に下落した場合、基準価格と当年価格の差額の 90% を補填するというものである。

FTA 被害補填直接支払いの対象品目や交付金単価は、次のようなプロセスを経て決定される。まず、FTA の履行にともなう国内農業の競争力強化と被害の最小化を目的とした「自由貿易協定の締結による農漁業者等の支援に関する特別法」にもとづき、韓国農村経済研究院内に設置した FTA 履行支援センターが、FTA の履行によって生じる農水産物の輸入量の変化や国内価格に与える影響などの調査・分析をおこなう。その結果を、農林水産食品部長官を委員長に、その他関係機関・諸団体、学識経験者など合計 20 名内で構成する FTA 履行支援委員会に報告し、FTA 履行支援委員会が最終決定するという仕組みである。

FTA 履行支援センターは、1 年単位で FTA 発効前の 5 中 3 年の平均と比較し、①当該品目の総輸入量の増加、②FTA 締結国からの輸入量の増加、③10%以上の国内価格の下落、の 3 つの条件をクリアした品目を特定品目として、FTA 履行支援委員会に報告している。

3 条件をクリアし、実際に FTA 被害補填直接支払いを発動した品目は、13 年は韓牛、14 年はアワ、キビ、ジャガイモ、サツマイモ、仔牛の 5 品目である。具体的な交付金額とその算定は、例えば 13 年の韓牛を例にとると、韓牛(肥育) 1 頭当たりの直近 5 年(2007～11 年)の平均価格は 525.0 万ウォンであり、その 90% の 472.5 万ウォンが基準価格となる。他方、当年価格は 466.4 万ウォンのため、基準価格と当年価格の差額 6.1 万ウォンの 90%



である 54,900 ウォンが FTA 被害補填直接支払いの対象となる。ただし、54,900 ウォンすべてが FTA による影響と認められるわけではない。政府はそのうちの 24.7%が FTA による関税引き下げの影響(=輸入寄与度)と認定し、交付金は 13,545 ウォンとなる。残りの 75.3%は FTA 以外の国内要因—国内生産の増加と消費の減退によるものと判断している。その結果、韓牛農家は、当年価格 466.4 万ウォンに FTA 被害補填直接支払いの 13,545 ウォンを合わせた 467.8 万ウォンを受け取ることになるが、それは直近 5 年の平均価格の 88.9%の水準にとどまる。なお、韓牛農家 1 戸当たり交付金額は 13.4 万ウォンである。

#### 4-4 米の所得構造

##### 4-4-1 米をめぐる環境変化

###### 4-4-1-1 関税化移行

韓国の米生産及び消費に関する指標を示したのが表 I-4-5 である。生産額は 1990 年で 6 兆 5,380 億ウォン、農業生産額に占める割合は 4 割を占めていた。それが、2014 年には 8 兆 1,503 億ウォンへ増加しているが、農業生産額に占める割合は 17.6%へ低下している。この間、米の生産量は一貫して減少傾向にあり、それにもかかわらず生産額は維持もしくは増加していることから、傾向としては米価が上昇していることになる。

米の栽培面積は、1990 年には 120 万 ha 強あったが、2005 年に 100 万 ha を下回り、14 年は 80 万 ha 強まで減少している。農家数も 90 年で 153 万戸、全体の 86.3%を占めていたが、14 年には 70 万戸を割り込み、全体に占める比重も 6 割へ低下している。なお、1 戸当たりの栽培面積は、90 年の 0.8ha から 14 年 1.2ha へわずかだが増えている。他方、1 人当たり消費量は、1990~14 年の間に 45%も減少しており、日本よりも速いスピードで消費の減退が進んでいる。

表 I-4-5 米をめぐる主要指標の推移

		1990	95	2000	05	10	14年
生産額	(億ウォン)	65,380	67,598	105,046	85,368	67,874	81,503
	(%)	(39.9)	(26.1)	(33.0)	(24.3)	(16.3)	(17.6)
生産量	(万トン)	560.6	469.5	529.1	476.8	429.5	424.1
消費量	(kg)	119.6	106.5	93.6	80.7	72.8	65.1
栽培面積	(万ha)	124.4	105.6	107.2	98.0	89.2	81.6
農家数	(万戸)	152.5	120.5	107.8	93.8	77.7	67.6
	(%)	(86.3)	(80.3)	(77.9)	(73.7)	(66.0)	(60.3)
1 戸当たり面積	(ha)	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2

資料:『農林畜産食品主要統計』(各年版)より作成。

注:「消費量」は、年間1人当たりを指す。

このように米価を除いては、生産・消費ともに中・長期的には低下傾向にある。とはいえ、農産物自由貿易が進展した 90 年代では、韓国農業にとって米は重要な位置にあるとともに、現在においても政治面で強い影響力を有している。そのため、WTO では米を例外品目扱いとし、日本同様に MA を受け入れている。すなわち、関税化の猶予期間を 10 年間とし、初年度には国内消費量の 1% (5.1 万トン) を、10 年後の 2004 年には同 4% (20.5 万トン) を輸入しなければならない。その後、05 年から再度 10 年間の MA の延長を決定している。その代替措置として、①輸入量の拡大(05 年の国内消費量の 4.40%・22.4 万トンから 14 年 7.96%・40.9 万トンへ)、②05 年に MA 米の 10%を飯米用として市場流

通させ、その量を10年に30%まで増やすこと、である。他方、2000年代から本格化したFTAにおいても、WTO路線を継承し、これまで締結した13のFTAすべてで米を例外品目としている。

ところが、2014年にMAの延長期間の終了を迎え、韓国は15年から関税化移行を表明している。関税率は、米の輸入実績がないため、国際価格は隣接国である中国の平均輸入価格を、国内価格は韓国農水産食品流通公社の卸売価格を用いて算出し、基準年度(1986～88年)の平均で571%となった。これにWTO協定で定められた途上国削減率10%を加味し、513%でWTOに通報している。関税化に際し韓国政府は、急激な米輸入量の増大に対しては特別セーフガードを発動できること、今後すべてのFTA(TPPを含む)では米を例外品目とすることを国民に約束している。他方、MA米40.9万トンの輸入は関税率5%で継続すること、飯米用の義務化規定は削除される。

#### 4-4-1-2 米産業発展対策

米の関税化への移行に対し、韓国政府は米産業発展対策を打ち出している(以下、2014年9月の農林畜産食品部長官の発表にもとづく)。対策は大きく3つの柱— a)農家所得の安定強化、b)米産業の体質改善、c)米の消費・輸出の拡大促進、で構成される。

a)は、農家所得を安定強化するために5つの方策を掲げている。このうち第3節と関係するのが、米所得等補填直接支払いの固定支払いを1ha当たり90万ウォンから100万ウォンにするとともに、基準価格も188,000ウォンへ引き上げている。加えて、零細農家及び高齢農家のセーフティーネットの拡大として、経営移譲直接支払いの申請可能年齢(65～70歳)を65～74歳へ拡大するとともに、農地年金事業の対象者(夫婦ともに65歳以上)を「夫婦のどちらか一方が65歳以上」に緩和している。

b)の米産業の体質改善は、主に規模拡大による競争力強化を指す。第1は、米専業農家の規模拡大であり、経営規模6ha以上を3万戸創出し、彼らが米生産面積の40%をシェアする構造を2024年までにつくることを目標に掲げている。第2は、「トゥルニョク経営体」といわれる組織を育成し、これを米生産の中心的な主体とするものである。「トゥルニョク」は、訳すと野辺や野原となる。だが、「トゥルニョク」の政策的意味は農地を集団化した一定の範域を指し、政府が定義する「トゥルニョク経営体」も50ha以上の集団化した範域の水田を共同生産・管理する経営体を意味する。第3は、RPC(米穀総合処理場、日本のカントリーに相当)の統合による流通の効率化である。現在農協運営のRPCが151と、民間によるものが83の計234のRPCがある。これら234のRPCで米流通量全体の64%をカバーしている。だが小規模なRPCが多いこともあり、RPCの1/3が50%以下の稼働率しかない。そこで234のRPCを2024年には120に統合し、RPCの稼働率の向上と施設負担の軽減等コストの削減に取り組む。

c)は、表I-4-5で指摘したように、韓国でも米の消費量が減少傾向にあり、この傾向が続くとすれば、2024年の消費量が51kgまで低下し、その結果必要となる米の生産面積も現在の80万haから67.3万haになると試算している。そこで政府は、2024年目標として1人当たり米消費量を57kg、そこから算出した米生産面積75.7万haを維持するとしている。米の消費拡大に向けた広報活動や米の自助金制度の導入などを講じることで、米消費量の減少を鈍化させるとともに、レトルトご飯など米の加工産業の育成や輸出の拡大等新たな販路の開拓に力を入れるとしている。

## 4-4-2 農業構造分析

## 4-4-2-1 統計上の制約

米の所得構造を考察する前に、韓国の米をめぐる農業構造を確認しておく。日本同様に、韓国でも『農林漁業総調査報告書』（日本の農業センサス、以下「センサス」）が最も全体像を網羅した統計資料である。ただし、次の点で統計上の制約もある。

第1は、日本のように詳細で多様な巻数は刊行しておらず、日本でいう1・2巻に該当する基礎的なデータしか得ることができない。第2は、各年によっては調査項目や定義のつながりが一部変容していることである。第3は、「ひと」に関しては、世帯員数や経営主の学歴等を把握しているが、基本的には農業就業人口などの農業労働力の把握はおこなわれていない。以上のような制約があるが、米農家の基本的な姿について提示する。

## 4-4-2-2 農業構造

米の農家数及び栽培面積については、表I-4-5で触れたとおりである。ここではより踏み込んで、農民層分解の動きを確認する(表I-4-6)。1990年では、1.0ha未満が全体の56.2%を占めるのに対し、3.0ha以上は2.5%に過ぎない。ところが2010年には1.0ha未満が61.8%と6割を超えるとともに、3.0ha以上も9.9%まで増加し、10.0ha以上も1%を超えるに至っている。変化率(2000～10年)では、増減分岐点が5.0ha以上であり、特に10.0ha以上では約3倍に増えている。他方、0.1ha未満が2割減少しており、これは離農を意味しているとみてよいであろう。それと同時に、それ以外の小・中規模層も大きく減少している。

表I-4-6 水稻農家数の規模別シェア

(単位：%)

	水稻農家	0.1ha未満	0.1～0.5	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	3.0ha以上			
								3.0～5.0	5.0～7.0	7.0～10.0	10.0ha以上
1990	100.0	0.1	23.0	33.0	33.2	8.0	2.5	-	-	-	-
2000	100.0	0.3	25.3	29.9	28.0	9.3	7.3	5.2	1.3	0.5	0.3
2010年	100.0	0.4	34.0	27.5	21.1	7.1	9.9	5.4	2.1	1.3	1.1
90～00	-36.1	37.2	-29.9	-42.2	-46.2	-26.1	83.7	-	-	-	-
00～10年	-33.6	-21.5	-10.7	-38.8	-49.8	-49.1	-9.5	-30.5	3.5	64.7	188.1

資料：『農林漁業総調査報告書』（各年版）より作成。

また、センサスでは面積の規模別シェアを把握していないが、階級値により推計すると(2014年)、10.0ha以上では水田面積の11.2%を、3.0ha以上では、38.4%を集積しており、農家数以上の集中が進んでいる。

以上のことから、近年は離農と小規模層への転落、大規模層の形成という二極分解が急速に進んでいるといえる。

また、規模拡大を支える農地の流動化を確認すると、センサスでの水田の借地面積率は1990年29.3%、2010年40.3%である(2000年は補足していない)。他方、標本調査である『農産物生産費統計』（92年から刊行）に依拠すると、92年44.2%、2000年54.9%、10年70.9%、14年68.0%となる。両者に大きな開きが生じているが、筆者の現地調査の経験から判断すると、実態は後者に近いといえる。いずれにせよ、韓国は日本よりも借地による農地流動が展開しているといえよう。

借地による規模拡大だけではなく、韓国でも作業受委託による作業面積の拡大もみら

れる。図表は略すが 2010 年センサスでは、育苗及び農薬散布は自家である農家が全体の約 65%を占めている。他方、耕起及び田植えでは全部委託が 6 割前後を、収穫・脱穀に至っては全部委託が 8 割を占めている。規模別にみると、どの作業も概ね 1 ha 未満は全部委託が 7～8 割を、5 ha 前後以上では自家営農が 8 割を超える傾向にあり、農業機械を所有する大規模農家が、機械をもたない小規模農家の作業を受託していることが推測されよう。

#### 4-4-2-3 販売金額別

水稲農家を販売金額別にみたのが表 I-4-7 である(1990 年は補足していない)。2000・10 年ともにシェアが最も大きいのは 100 万～500 万ウォンであり、次が 500 万～1,000 万ウォンで、両者で 5 割強を占める。この 10 年間で農家数が増加しているのは、販売なしと 3,000 万ウォン以上である。上位では、特に 1 億ウォン以上で急激に増加しており、ビジネスサイズでも規模同様に両極化が進んでいるといえよう。

表 I-4-7 水稲農家における販売金額別シェア

(単位：%)

	水稲農家	販売なし	100万ウォン未満	100万～500万	500万～1,000万	1,000万～3,000万	3,000万～5,000万	5,000万～1億	1億～2億	2億ウォン以上
2000	100.0	6.9	13.6	31.0	23.9	21.8	1.7	1.0	0.1	0.0
2010年	100.0	11.0	13.2	37.8	16.7	15.7	3.2	1.8	0.4	0.1
00～10年	-33.6	8.4	-34.9	-18.0	-52.9	-51.6	29.1	29.3	146.8	328.6

資料：『農業総調査報告書』(各年版)より作成。

注：2010 年の「100 万ウォン」は「120 万ウォン」を指す。

#### 4-4-3 統計資料による所得・生産費分析

##### 4-4-3-1 分析の方法

米の生産費や所得については、『農産物生産費統計』を用いて一定の分析が可能である。ただし、本統計は 1992 年からの刊行であること、それ以前については一部は『農業経済・農産物生産費・糧穀消費量の調査結果報告』で確認することができる、という統計上の制約がある。

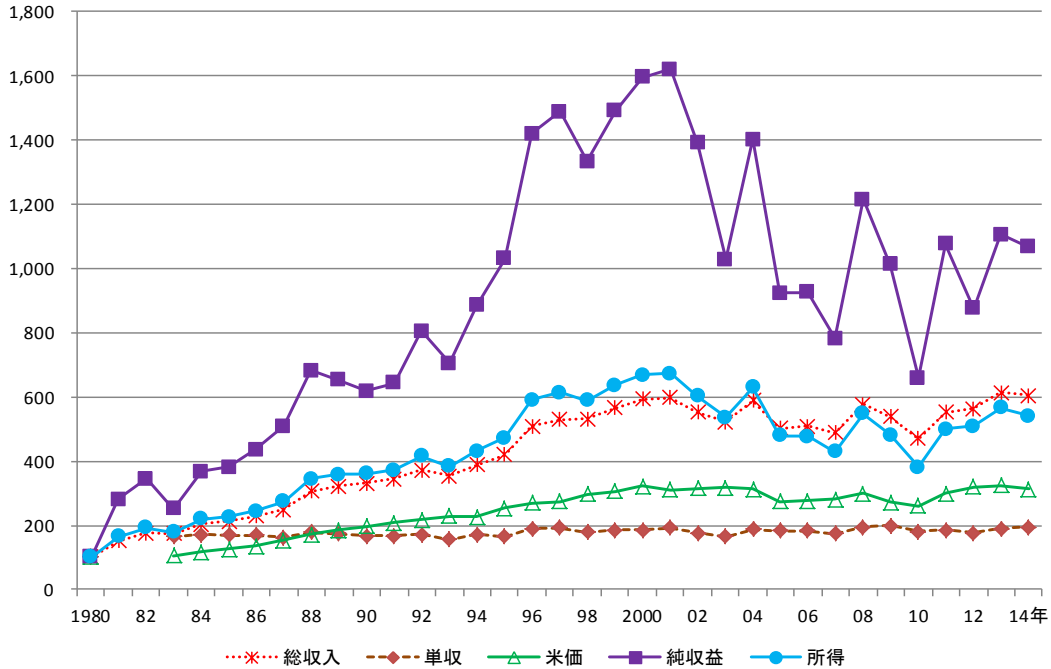
周知のとおり、農業所得は総収入から経営費を差し引いたものである。そこで、農業所得を考察するに際し、総収入と経営費の 2 つに分けてみていくことにする。さらに、経営費は生産費合計(=直接生産費+間接生産費)と「内給費」(=自家労賃+自作地地代+自己資本利子)で構成されるため、経営費も生産費合計と「内給費」に区分してみたい。なお、特に明示がない以外すべて 10 a 当たりの分析である。

##### 4-4-3-2 米所得の推移

まずは、米の所得状況について確認する。図 I-4-3 には、1980 年を 100 としたときの所得の推移を記している。1980 年の 10 a 当たりの所得は 11.4 万ウォンであり、84 年には 2 倍の 24.9 万ウォンへ増えている。その後も上昇をつづけ、90 年代後半から 2001 年にかけて所得は増大し、01 年に 76.6 万ウォンと過去最高を記録している。だが、それ以降緩やかに減少し、10 年に 43.3 万ウォンと 93 年水準まで低下したのち回復し、14 年には 61.5 万ウォンを記録している。これに先述した米所得等補填直接支払いの交付金額 10 a 当たり 9 万ウォンを加えると、14 年で 70.5 万ウォン、交付金割合は 12.8%となる。ちなみに、1 戸当たりの所得は 941.1 万ウォン(14 年)であり、表 I-4-1 の農業所得

よりも 8.6%少ない。同様に、1戸当たりの米所得等補填直接支払い 89.2 万ウォンを加えると、1,030.3 万ウォンとなり、交付金割合は 8.7%と 10 a 当たりよりも比重が小さい。

図 I-4-3 米の所得及び総収入の推移



資料：『農産物生産費統計』（各年版）より作成。

注：1)1981～82年の「単収」のデータは確保できなかった。

2)「米価」は、総収入を単収で除して算出している。なお、80kg 当たりの米価である。

ところで所得は、純収益と「内給費」で構成される。そのうち純収益については、図 I-4-3 に併記している。図から純収益は所得以上に大きく増えていること、さらにはその変動が激しいこと、という 2 つの特徴を指摘することができる。特に所得が増大した 90 年代後半から 2001 年にかけては、純収益も 80 年の 14～16 倍と大きく増加しており、所得の増加は純収益が大きく貢献していることが分かる。なお図中にはないが、「内給費」は一貫して 20 万ウォン台で推移しており大きな変動はみられない。

#### 4-4-3-3 総収入

単純化すると、総収入は米価と単収を乗じたものである。そこで図 I-4-3 には、総収入と米価及び単収を指数化したものも記している。

1980 年の総収入は、17.5 万ウォンであり、2014 年にはその 6 倍の 105.6 万ウォンとなっている。その間、先述した所得とほぼ平行の動きをみせている。ただし、注意すべきは、04 年までは総収入よりも所得の伸びの方が大きかったが、05 年以降は総収入のプロットが所得よりも上位に位置している。つまり 05 年以降、いま 1 つの構成要素である経営費が近年上昇していることを意味している。

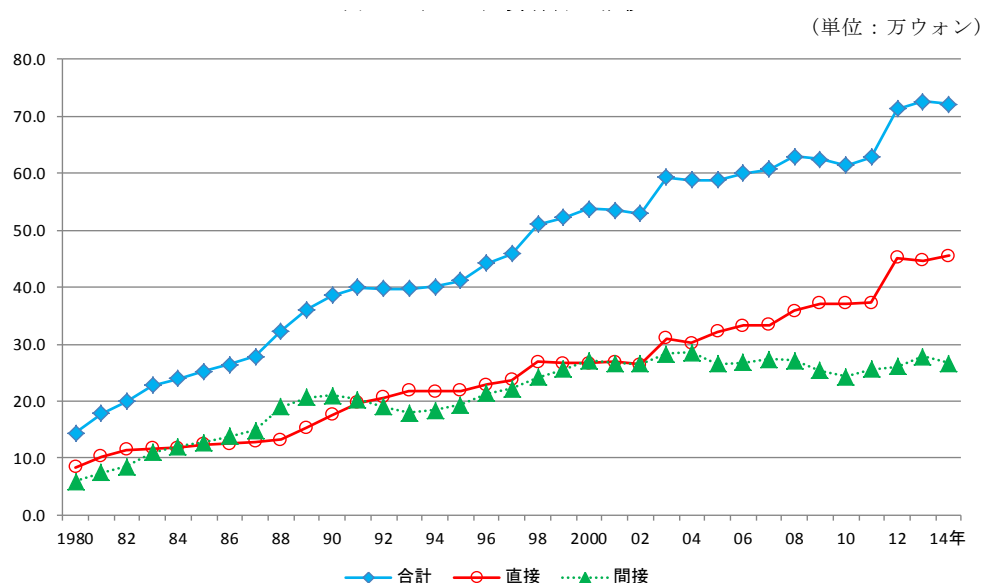
他方、単収と米価をみると、単収には一貫して大きな変化はみられない。それに対し米価は、2000 年代前半まで傾向的増加を示しており、総収入の増加は米価によって支えられていることが分かる。その後、2005 年に米価は一時的に低下しているが、その後は回復している(80kg 当たり 12 万ウォン前後)。

## 4-4-3-4 生産費の動き

## 4-4-3-4-1 生産費合計

生産費合計は直接生産費と間接生産費に区分され、その動きを図示したのが図 I-4-4 である。1980 年の生産費合計は 14.4 万ウォンである。このうち直接生産費が 6 割の 8.4 万ウォン、間接生産費が 4 割の 6.0 万ウォンである。生産費合計は、図からも分かるように、一貫して増加している。他方、直接・間接生産費は右肩上がり推移しつつ、両者がその位置を交互に入れ替わっていたが、2000 年代以降は継続して間接生産費が低迷する一方で、直接生産費は上昇傾向にある。その結果、14 年の生産費合計 72.1 万ウォンに対し、直接生産費は 45.5 万ウォンと全体の 63.1% を占め、間接生産費は 26.6 万ウォン・36.9% となっている。

図 I-4-4 米の生産費合計の推移



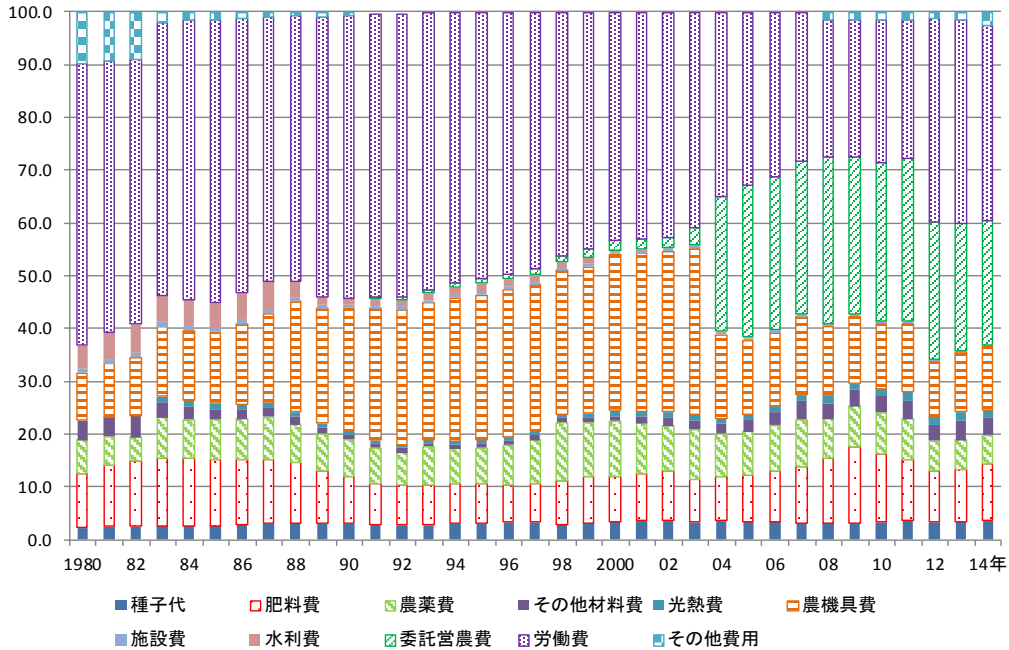
資料：『農産物生産費統計』(各年版)より作成。

## 4-4-3-4-2 直接生産費の内容

直接生産費の構成を示したのが図 I-4-5 である。このうち直接生産費に占めるシェアの多い上位 3 項目は、自家労賃を含む労働費、作業委託をする際のコストをあらわす委託営農費、農機具費である。1 位の労働費は、1980~95 年まで一貫して 5 割強を占めていた。だが、90 年代中葉から 2000 年代前半まで農機具費が上昇して 3 割前後を占めるとともに、委託営農費が 04 年以降 2~3 割を占めるようになっていく。その結果、労働費のシェアが低下し、特に 2000 年代後半には 2 割台まで落ちていたが、12~14 年は再び 3 割台後半まで上昇している。いずれにせよ、直接生産費の全体的傾向としては、農機具費が上昇した期間を除き、労働費及び委託営農費の 2 項目で直接生産費の 6 割前後を占めている。

なお、労働費を分解すると、1980~90 年までは労働費のうち雇用報酬が 2 割台を占めていた。だが、91~2010 年までは 10% 台、11 年からは一ケタ台となり、14 年で 6.2% と最も低い水準である。換言すると、労働費の大部分は自家労賃が占めているということである。

図 I-4-5 直接生産費の構成



資料：『農産物生産費統計』（各年版）より作成。

注：1)水利は、営農光熱費に含めたため2014年より廃止。

2)「その他費用」には、「生産管理費」・「畜力費」・「自動車費」を含む。

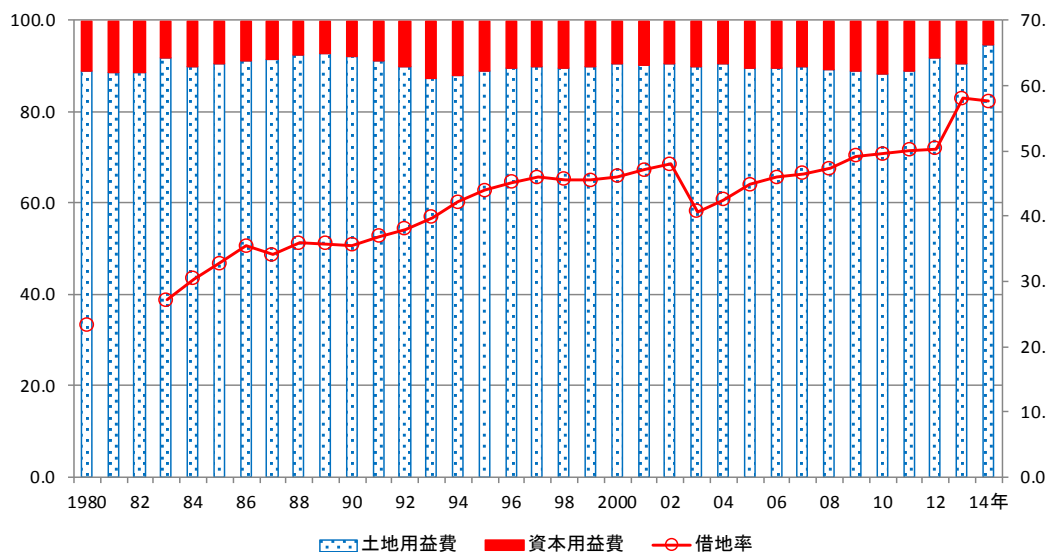
3)1980～82年の「光熱費」及び80～90年の「委託営農費」は、他の項目に含まれている。

#### 4-4-3-4-3 間接生産費の内容

間接生産費は、土地用益費（＝自作地地代＋支払地代）と資本用益費（＝自己資本利子＋支払利子）で構成される。図 I-4-6 によると、1980年以降一貫して土地用益費が間接生産費の9割前後を占めている。さらに、土地用益費に占める借地の割合をみると、1980年の23.3%から緩やかに上昇しており、94年には42.2%と4割を突破し、2011年に50.1%を、14年には57.6%を借地が占めている。

このことは、先述した韓国での高い借地率とそれがコスト負担となってあらわれていることを示している。

図 I-4-6 間接生産費の構成と借地率の推移



資料:『農産物生産費統計』(各年版)より作成。

注:1)「借地」のうち 1981~82 年の数値はない。

2)「借地率」は、土地用益費に占める借地の割合を指す。

#### 4-4-3-5 規模別にみた所得・生産費分析

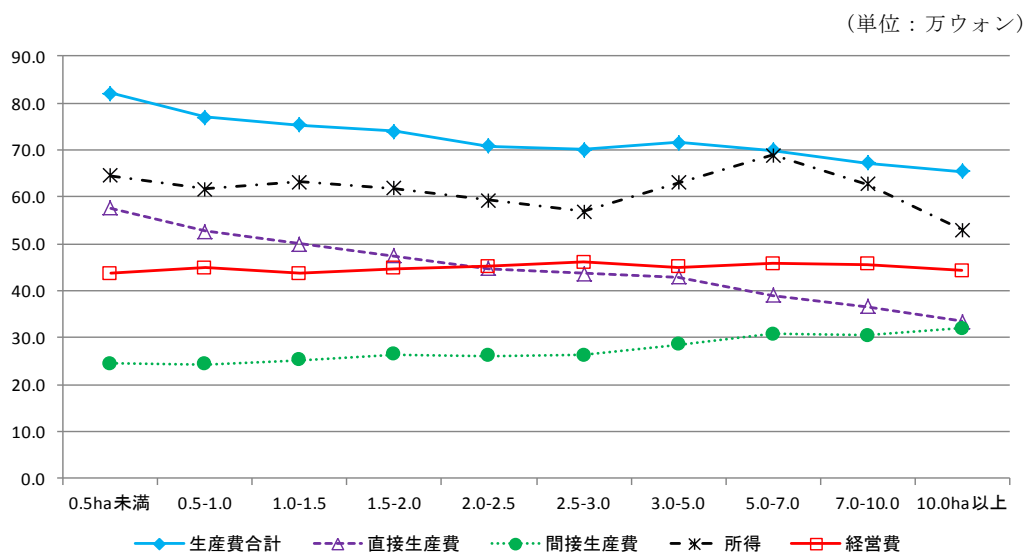
ここでは 2014 年データに依拠して、規模別生産費の特徴をみていくことにする。図 I-4-7 から生産費合計の現況をみると、最下層の 0.5ha 未満では 10 a 当たり 82.1 万ウォンの生産費を計上している。規模が大きくなるにしたがい傾向的には緩やかに低減(3.0~5.0ha を除く)し、最上層の 10.0ha 以上が最も低い 65.4 万ウォンとなっている。これは 0.5ha 未満よりも 2 割低い生産費である。

同じく直接生産費も、0.5ha 未満が 57.6 万ウォンと最も高く、規模が大きくなるにつれ生産費は低減し、10.0ha 以上が最も低い 33.5 万ウォンと、0.5ha 未満の 58.1% の水準まで低下している。

規模別にみても、図表は略すが先述したように、直接生産費のうち上位 3 項目が労働費(特に自家労賃)、委託営農費、農機具費である。前 2 者は、規模の拡大とともにその生産費が低減しており、10.0ha 以上の自家労賃は 0.5ha 未満の 64.7%、委託営農費に至っては 6.6% の水準に過ぎず、規模の経済を確認することができる。これに対し農機具費は、0.5ha 未満が最も低い 3.4 万ウォンであり、3.0~5.0ha で最もコストが高く 7.7 万ウォン、10.0ha 以上でも 5.4 万ウォンと 0.5ha 未満の 1.6 倍のコストを要している。



図 I-4-7 規模別にみた所得・生産費



資料：『農産物生産費統計』(2014年)より作成。

以上のことから大規模農家になるほど、自家労賃と委託営農費のコストが低下していることが、直接生産費の低減に大きく寄与しているといえる。特に、農機具費と委託営農費とを照応すると、小規模農家は農業機械に投資せず、その代わりに農作業を大規模農家に委託することで委託営農費が膨らむという関係をもてとれる。逆に、大規模農家ほど農業機械に投資することで農機具費が多くかかり、農業機械の回転率をあげ、投下コストを回収するために作業受託をおこなっている。

また、間接生産費は0.5ha未滿及び0.5～1.0haが24.5万ウォンと最も低く、最も高いのが10.0ha以上の32.0万ウォンと0.5ha未滿よりも3割ほどコスト高である。つまり、間接生産費は直接生産費とは異なり、規模が大きくなるにつれ生産費が上昇している。間接生産費の多くを占める土地用益費の借地をみると、最も低いのが0.5ha未滿の5.9万ウォンである。規模が大きくなるほど生産費も上昇し、10.0ha以上は23.6万ウォンと4倍の格差がある。つまり、借地による規模拡大が、借地に対するコスト負担(小作料等)としてのしかかっているといえよう。

所得では、0.5ha未滿が64.5万ウォンであるが、それを上回るのは5.0～7.0haの68.9万ウォンのみであり、最上層の10.0ha以上は17.7%低い53.1万ウォンである。他方、経営費はいずれの階層もほとんど違いはみられない。以上を踏まえると、総収入も所得と同じような階層間での相違が生じているということになる。

なお、こうした傾向は、2014年だけではなく2000年以降でも概ね共通している。

#### 4-4-4 現地調査

##### 4-4-4-1 地域の概要

現地調査は、全羅北道にある完州(ワンジュ)郡でおこなった。完州郡は、全州(チョンジュ)市を囲む郡であり、3つの邑(日本の町に相当)と10の面(日本の村に相当)で構成される。州郡には製造業や工場等が比較的多いことから、全州市よりも自治体の歳入が多い。農業も米が最も盛んであるが、その他にもショウガは国内有数の産地であり、イチゴやミカン、パプリカといった園芸品目、韓牛等の畜産も盛んな農業地帯である。ま

た、先の郡長が日本の地産地消を視察し、それを早くに取り入れたことから、国内では地産地消が最も進んでいる地域である。なお、完州郡では地産地消を「ローカルフード」と呼ぶため、本稿では現地の呼称を用いることにする。

現地調査に当たって、滞在日数の制約から米農家を3戸、後述する韓牛農家3戸からのヒアリング調査のセッティングを依頼していた。ところが、ローカルフードに関し日本との関係が浅くないことから、米及び韓牛農家だけではなく、ローカルフードに取り組んでいる農家やその他幅広い作目の農家(イチゴ、パプリカ、ショウガ、養豚など)など地域農業全体に関するヒアリング調査がセッティングされていた。そのため、米と韓牛農家の調査は、当初の予定とは異なり米農家1戸、韓牛農家1戸、米と韓牛の複合農家1戸に限られるとともに、調査農家も多くなったため1戸当たりの調査時間もかなり限られることとなった。

#### 4-4-4-2 Aさん

郡のなかの高山(コサン)面で営農するAさん(56歳)は、現在農民団体である完州郡農民会の会長や高山農協の理事も務めている。Aさんは学校卒業後、兵役で軍隊に入隊し、その後ソウル市内の建築設計の会社で勤務しながら、カトリック教の農民団体で活動をしていた。両親が高山面で農業をしており、Aさんも長男であることから、いずれは帰村・帰農を考えており、そのタイミングが28歳であった。

28歳で就農した時2.5haを経営しており、両親とAさんの3人で農業に従事していた。Aさんが経営移譲を受けたのが、いまから15~16年前の40歳頃で当時の規模は3haくらいであった。現在は6haまで規模を拡大している。Aさんの長男(28歳)は職業軍人、次男も会社員のため、自家労働力はAさんひとりである。

6haのうち所有地が4.5ha(水田4.3ha・畑0.2ha)、借地が1.5ha(水田0.7ha・畑0.8ha)である。最近5年間での農地購入は、5年前にもともと借地をしていた水田約0.8haを購入している。後述するように、Aさんは親環境米をつくっている。地権者が当該借地を売却したいとってきた際、他人が購入して一般米をつくると、その周辺全体が親環境米でなくなる危険性があったため、Aさんはやむを得ず購入している。借地のうち水田の小作料は10a当たり120kgで、これは地域の平均的な相場である。借地期間の定めはなく、地権者が不在地主のためいつまでも借りられるとのことである。

水田の5haは2haの団地が1つと、1haの団地が3つの計4団地に分けることができる。ただし団地といっても、農地が隣接しているわけではなく、概ね直径200mくらいの範囲内に集積しているという意味である。やはり地権者が異なるため連坦化は難しく、交換分合も面積が異なるので厳しいとのことである。

6haのうち水田の5haでは米を、残りの畑1haではジャガイモや大豆などをつくっている。米は5haすべてで親環境米を実践している。きっかけは、Aさん自身が農薬が苦手であること、またカトリックの農民がはじめたのでそれに追随したことであり、22年前から少しずつ開始していった。ただし、親環境米をつくるには団地化が必要であり、そのため周辺農家にもAさんが啓蒙・普及して広めていった。親環境米に取り組む作物班(イメージとしては日本の農協の部会に類似)として「高山土地機運作物班」を立ち上げている。作物班では、2014年に有機米を64戸で380トン、無農薬米は17戸で50~60トンつくっており、両者で実農家数69戸・100haとなる。

日本の集落営農のように作物班で機械を所有したり、共同作業をおこなうわけではなく、基本的には個人での機械所有・作業となる。Aさんは、トラクター・田植え機・コンバイ

ンの一式を所有しており、乾燥・調製は親環境米専用のRPCを利用している。作物班の農家のなかでは農業機械、特にコンバインを所有していないものも少なくない。そうした場合は、Aさんのような機械を所有する大規模農家が作業を受託しており、Aさんの場合、高山面一円で3.3haを受託している。作業料金は、作業班を通して支払われるのではなく、受・委託者の相対で清算している。そのことは、作物班が作業に対して何らかの関わりをもっているのではなく、あくまでも個人での対応ということを示している。なお、作物班での機械の共同所有については、機械が高いこと、そのため構成員の賛同を得られないこと、また共同所有だと故障した時の責任問題が発生するなどの理由で、可能性は低いとのことである。

他方、親環境米の販売は作物班としておこなっており、無農薬米は学校給食に、有機米は生協に出荷している。40kg当たりの販売価格(2014年)は、有機米が76,000ウォン、無農薬米65,000ウォン、一般米56,000ウォンであり、それぞれ一般米よりも35.7%・16.1%高い価格がついている。なお、一般米は5～6年前の米価(67,000ウォン)と比べると16%低下しており、一般米につられる形で親環境米の価格も低下している。

Aさんによると、40kg当たりで概ね5万～6万ウォンのコストがかかっており、そのなかには自家労賃分を半分含めている。そのため一般米だと米価とほぼ同額のため、純収益はほとんどなく、親環境米でも2万～3万ウォンほどの純収益とみている。10a当たりでは、同じく60万～75万ウォンのコストがかかっており(自家労賃分として約半分の9万～10.5万ウォンを含む)、親環境米の純収益で20万～30万ほどとみている。これに自家労賃を加えた所得でみると、幅が大きい30万～50万ウォンくらいとなる。先述した14年の統計データによる平均所得は約60万ウォンのため、それよりもかなり低い所得となっている。ただし、自己資本利子や自作地地代をカウントしていないため、所得としては過少なものとなっている。特にAさんは、所有地が全体の86%と多い(統計では5～7ha規模の借地率は67.9%)。仮に、借地率の最も小さい0.5ha未満(それでも借地率は33.5%)の自作地地代は17万ウォンであることから、Aさんの場合、自作地地代を含めれば最大でも70万ウォンを上回る所得を計上する可能性が高いといえる。

さらに、政府からの直接支払いの交付金は、親環境直接支払いはすでに交付対象期間(開始から3年間)を過ぎているため受けていない。米所得等補填直接支払いは受けており、14年では固定部分として10a当たり9万ウォンを受給している。

#### 4-4-4-3 Bさん

Bさん(60歳)は、郡の鳳東(ポンドン)邑で米と造園用の木、韓牛を営農している複合農家である。ただし、米の栽培面積は小さく韓牛の方が主のため、ここでは米について簡単に触れる程度にとどめる。

Bさんは、学校を卒業して軍隊に入隊し、兵役が終了したのちすぐに25～26歳で就農している。現在の経営面積は水田1haで、所有地53aと借地47aである。借地のうち2/3にあたる31aで造園用の木を栽培し、残り1/3と所有地の計70aで米をつくっている。借地の契約期間は、米は地権者が不在地主のため、10年以上の長期で借地しているが、明確な借地期間は決められていない。他方、造園用の木の場合、2～3年で出荷することと、連作障害をとまなうため2～3年の短期で借りている。最近は貸してくれる人が多いので、短期でも十分に農地を確保できている。小作料は10a当たり米で120kg、造園用の木は240kgを支払う。

基本的にはBさん夫婦2人で米・造園用の木・韓牛の作業をおこなうが、同居するサラリーマンの長男(32歳)も手伝い程度はおこなう。ところで、Bさんはコンバインが高額のため所有しておらず、収穫作業は大規模農家に委託している。Bさんの集落でもコンバインを所有している農家は1~2戸くらいしかおらず、多くが作業委託している。

米はすべて一般米で、全量を農協に出荷している。10a当たりの収量は40kgの袋が20~21個でき、米価は2014年で40kg46,000ウォン、15年は豊作のため43,000ウォンと6%ほど低下するようである。Bさんの場合、10a当たりの生産費が30万ウォンほど(自家労賃を除く)かかるとのことであり、小作料(単純に46,000ウォン×3=138,000ウォン)を支払うとほとんど手元に残らないとのことである。統計資料(2014年)の0.5~1.0ha規模と比較すると、直接生産費から自家労賃を差し引くと35.3万ウォンとなるため、上記の30万ウォンとはこのことを指すものと思われる。これに間接生産費が、統計資料では24.4万ウォンかかっている。うち借地に対する費用が9.5万ウォンであり、Bさんのそれは4万ウォンほど高い。それでも統計資料で所得は61.7万ウォンであるため、単純比較では50万ウォン台の所得があるのではないかと推測される。とはいえ、Bさんによると造園用の木で米の経営をカバーしているとのことである。

#### 4-4-4-4 トウルニョク経営体

個別農家だけではなく構造政策の1つとして、先述した50ha以上で集団化した領域の水田を共同生産・管理するトウルニョク経営体を提起している。トウルニョク経営体には、営農組合法人等の農業法人やRPCなどがなることができる。そのためには基礎自治体に事業計画書を提出し、市や道、農林畜産食品部による審査を通過しなければならない。

トウルニョク経営体の目的は、生産コストの削減と高品質な米の生産を促して国産米の競争力を高めることである。そのためトウルニョク経営体育成事業により、①栽培技術や農業機械の管理、先進地への研修費用などの教育支援、②生産費の削減等のコンサルティング支援、③共同生産に要する農業機械・施設のリース料及び燃料費、共同育苗に必要な燃料費・種子費などこれらコストの30%前後の支援、を受けることができる。現在トウルニョク経営体は158あるが、2024年には600経営体に増やすとしている。なお、現在①もしくは②のみの支援を受ける経営体が全体の6割を占めている。

以下では、米が盛んな全羅北道のうち群山(グンサン)市臨陂(イムピ)面のトウルニョク経営体・営農組合法人「渡り鳥と農夫たち」の実践を確認する。臨陂面は平野部に位置し、1ha前後の零細・高齢農家が多い一方で、10ha以上農家も4%ほどを占めている。

法人は2014年の設立と同時に、トウルニョク経営体に認定されている。地域のリーダーや大規模農家等の6人を中心に、団地化・機械化を進める領域を設定し、そのなかの農家に声をかけて設立している。その際、最近の政策支援の対象が法人であること、米の高品質化を進めること、販売の主体であるRPC(民間)からもトウルニョク経営体が推奨されたこともあり、大きな反対はあがらなかった。

法人は複数の行政里(マウル、日本の集落に相当)にまたがり、農家82戸が参加し水田203haをカバーしている。組合員の中心は60代で後継者がほとんどいない。多くが1.5ha前後の規模で、最大が20ha(62歳)である。出資金は、中心の6人が大型トラック等1,000万ウォン分の現物出資を、その他の組合員は幾ばくかの組合費を支払うとともに、他に毎年収穫量の数%を徴収している。必要な生産資材は法人で共同購入している。

法人が関与するのは米のみであり、作業は耕起から収穫、草刈りはいずれも個人でおこなう。農業機械のない組合員の場合、組合員である大規模農家10戸が作業を受託する。た

だし、法人のオペレーターとしてではなく個人間での受託であり、作業料金もダイレクトに大規模農家に行く。育苗は主に RPC がおこない、防除は補助事業で広域防除機を購入し、大規模農家を中心とした8人がオペレーターとして共同防除をするとともに、③のコスト補助を受けている。法人は RPC と契約栽培を結んでいるため、品種は RPC が決定し、販路も RPC が開拓し販売している。法人がカバーする 203ha のうち、100ha は農村振興庁が進める「トップライス」等の優秀ブランド米（一般米に比べ 40kg 当たり 3,000 ウォン高く販売）、残り 103ha はロシアや EU、オーストラリアなどへの輸出用米である。

今後、高齢化等で組合員の内外を問わず離農者が出てくることが予想される。だが法人代表者は、彼らの農地の受け手は法人ではなく、地域の大規模農家であるという。その根底には、外部委託できるものは組織化対応を否定しないが、あくまでも農業経営（権）は個々のものという認識のようである。制度上、営農組合法人は農地の所有が認められているが、実際法人としての所有及び借地はない。

トゥルニョク経営体は「経営体」と呼ばれるが、日本の集落営農法人のような経営体とは大きく異なる。すなわち、集落営農法人のように機械の集約化やオペレーターを中心とした作業の共同化・協業化ではなく、米作業の主要部分は個々の農家が担い、防除のみを共同化していた。これは本事例に限ったことではなく、ほとんどのトゥルニョク経営体に共通する。つまり生産面からみると、協業をとまなう真の意味での経営体とはいえない。そのため 50ha 以上の規模を有するトゥルニョク経営体であるが、全面的な規模の経済は作用せず、共同防除のみ規模の経済かつ補助事業によるコスト支援を通じてコストの削減を実現しているのみである。むしろ、積極的には販売面で RPC との連携による経営体としての性格を有し、消極的には補助事業の受け皿組織といえよう。

## 4-5 韓牛の所得構造

### 4-5-1 韓牛をめぐる環境変化

韓国の韓牛に関する主な指標を記したのが、表 I-4-8 である。生産額は 2000 年で 1.7 兆ウォンと農業生産額全体の 5.2% を占めていた。その後生産額は高まり、10 年には 4.9 兆ウォンで全体の 1 割を超えていたが、14 年には 4.3 兆ウォンへ 11.9% 減少している。

農家数は、2000 年の 29.0 万戸から一貫して減少し、14 年には 1/3 の 10.4 万戸まで減少している。だが飼養頭数は、2000 年の 159 万頭が 10 年には 292 万頭と 2 倍に増え、12 年には過去最大の 306 万頭を記録したが、14 年には 276 万頭へ減少している。その背景には、国内での口蹄疫の発生とその終息後に飼養頭数を増やしたこと、その結果増えすぎた飼養頭数の抑制と米韓 FTA の締結を画期とした政府による廃業支援が大きく関係している。

表 I-4-8 牛肉をめぐる主要指標の推移

			2000	05	10	14年
生産額	(億ウォン)		16,997	31,479	48,633	42,853
	(%)		(5.2)	(9.0)	(11.7)	(9.5)
供給量	計	(万トン)	47.6	34.5	43.1	54.2
	国内生産	(万トン)	21.4	15.2	18.6	26.1
	輸入	(万トン)	26.2	19.2	24.5	28.2
飼養頭数	(万頭)	159.0	181.9	292.2	275.9	
農家数	(万戸)		29.0	19.2	17.2	10.4
	(%)		(21.0)	(15.1)	(14.6)	(9.3)
1戸当たり頭数	(頭)		5.5	9.5	17.0	26.5

資料:『農林畜産食品主要統計』(各年版)より作成。

注:1)「生産額」「飼養頭数」「農家数」「1戸当たり頭数」は、データの制約上、韓(肉)牛の数値である。

2)2000年の生産額は、2001年の数値である。

廃業支援は、もともと韓チリ FTA を発効した際に導入した事業であり、現在は FTA 被害補填直接支払いを発動した品目が対象となる。廃業支援を受けるには、農地や飼養家畜等の生産手段を廃すか、専業農家へ売却しなければならず、それらに応じて1年間もしくは3年間の純所得が一括交付される。ただし、廃業支援金を受けた農家は、5年間当該品目をつくることはできず、違反した場合は廃業支援金を返還しなければならない。第3節で記したように、韓牛が FTA 被害補填直接支払いの対象となったことで、韓牛農家が廃業支援を活用したということである。

しかし、農家数の減少と飼養頭数の増加から、1戸当たりの飼養頭数は2000年の5.5頭から14年26.5頭へ5倍となっており、規模の拡大がみられる。なお、飼養頭数50頭以上の農家数は(図表略)、10年の1.3万戸から14年には1.5万戸へ増えているのに対し、20~49頭は2.4万戸から1.9万戸へ、20頭未満は13.5万戸から7.0万戸へ半減するなど、韓牛農家でも二極化が進んでいる。

国内への牛肉供給を国内生産と輸入でみると、2000~10年までは概ね国内生産45%・輸入55%の比重であった。この間、BSEの発生によりアメリカからの輸入が禁止され、それをオーストラリアがカバーしていた。だが、米韓 FTA 交渉のなかでアメリカからの輸入が再開され、14年時点で牛肉輸入量の5割強をオーストラリアが、4割弱をアメリカが占めている。さらに、両国からの輸入を後押しするのが、FTAの締結・発効である。韓国では牛肉に対して40%の関税を課していたが、両国の FTA では毎年2.7%ずつ関税を削減し、発効後15年で関税撤廃することが決まっている。

#### 4-5-2 統計資料による所得・生産費分析

##### 4-5-2-1 分析の方法

韓牛の生産費や所得については、『畜産物生産費統計』により一定程度確認できる。ただし、刊行は2001年からであること、08年以降はネット上で確保できること、それ以前については韓国国会図書館でも所蔵が限られており、すべての年をみることができないこと、また初期の統計では韓牛と肥育牛の区分がなされておらず、韓肉牛としての把握であること、といった限界がある。そこで本節では、入手できた資料のなかから2002

年、08年、14年のデータをもとに、6年ごとの韓牛の所得及び生産費の変容とその特徴についてみていく。なお、特に明示がない以外すべて1頭当たりの分析である。

#### 4-5-2-2 農業所得の推移

韓牛1頭当たりの所得をみると(表I-4-9)、2002年は189.8万ウォンであった。だが08年には66.0%減の64.5万ウォンとなり、14年も68.8万ウォンと大きな差はない。所得は総収入から経営費を差し引いたものであるため、両者の推移も表中に記している。総収入は2002年の465.9万ウォンから08・14年ともに10%台後半の増加を記録し、14年で641.4万ウォンへ増えている。なお、総収入は副産物やその他収入も含むが、その金額は多くないため事実上1頭当たりの価格とみてよい。他方、経営費は、2002年の276.2万ウォンが08年には7割の上昇、14年も2割上昇し572.6万ウォンとなっている。したがって、この間の所得の大幅な減少は、経営費の増大によるものといえる。

表I-4-9 韓牛1頭当たり所得の推移

	(単位：万ウォン，%)				
	2002	08	14年	02～08	08～14年
所得	189.8	64.5	68.8	-66.0	6.8
総収入	465.9	539.1	641.4	15.7	19.0
経営費	276.2	474.7	572.6	71.9	20.6
「内給費」	65.8	111.1	98.1	68.9	-11.7
純収益	124.0	-46.6	-29.3	-137.6	-37.3

資料：『畜産物生産費統計』(各年版)より作成。

さらに所得は、「内給費」と純収益を合わせたものである。「内給費」は、02年の65.8万ウォンから7割増加し111.1万ウォンとなり、14年も約100万ウォンとなっている。それに対し純収益は、2002年の124.0万ウォンが08年にはマイナスに転じ、46.6万ウォンの赤字を記録している。こうした状況は14年でも引きつづきみられ約30万ウォンの赤字を計上している。純収益は総収入から経営費と「内給費」を差し引いたものであることから、「内給費」の増加と純収益の減少は表裏の関係にある。

#### 4-5-2-3 経営費の内容

経営費の変化とその構成を示したのが表I-4-10である。先述したように、経営費は増加傾向にあり、特に02～08年に増大していた。表をみると、02～08年で2倍以上増加しているのが、飼料費、水道光熱費、農機具費、営農施設費、その他材料費、雇用労働費、その他費用の7項目である。だが構成比をみると、経営費の9割強が家畜費と飼料費で占めており、飼料費を除く6項目はコストが少額であるが故に大きな増加率となったに過ぎず、経営費全体に与える影響は小さいといえよう。

このことは08～14年にも該当する。土地賃借料や糞尿処理費などは2～3倍の増加率であるが、経営費全体に占める割合はごくわずかである。それに対し飼料費は35.9%と依然増加しており、その結果経営費に占めるシェアも5割を超えている。

表 I-4-10 経営費の変化と構成

(単位：%)

	変化率		構成比		
	02～08	08～14年	2002	08	14年
家畜費	31.3	0.2	58.8	44.9	37.3
飼料費	133.4	35.9	33.7	45.7	51.5
水道光熱費	154.3	81.6	0.4	0.6	0.9
防疫治療費	23.7	4.4	0.8	0.6	0.5
自動車費	—	—	—	—	0.8
農機具費	157.1	46.1	1.6	2.4	3.0
営農施設費	108.0	35.7	1.6	2.0	2.2
その他材料費	114.9	-21.5	1.5	1.8	1.2
借入金利子	69.1	10.2	1.1	1.0	1.0
土地賃借料	-18.5	222.7	0.1	0.0	0.1
雇用労働費	194.6	115.7	0.2	0.4	0.6
糞尿処理費	—	122.9	—	0.1	0.2
生産管理費	—	—	—	—	0.5
その他費用	157.6	-4.6	0.2	0.4	0.3
経営費	71.9	20.6	100.0	100.0	100.0

資料：『畜産物生産費統計』(各年版)より作成。

したがって、経営費の増加からみた所得の減少は、飼料費の増加によるものである。その飼料も7～8割を濃厚飼料が占めている。韓国もアメリカからのトウモロコシに依存しており、近年の穀物価格の高騰が韓牛農家の所得を圧迫している要因の1つといえよう。

#### 4-5-2-4 「内給費」の内容

韓牛生産での「内給費」とは、自家労働費・資本用益費・土地用益費で構成される。資本用益費は、家畜や畜舎などの資本額に対する利子を指す固定資本と飼料費等現金で投入した資本額に対する利子を指す流動資本に区分される。土地用益費は、建物や運動場、草地などの所有地に対する賃借料を指している。借入金利子および土地賃借料は別途経営費に計上(表I-4-10)していることから、前者は日本の自己資本利子、後者は自作地地代に相当する。

表I-4-11から分かるように、「内給費」の大部分は自家労働費と資本用益費で占めており、各年によりそのウェイトが異なる。「内給費」の増減を項目別にみると、02～08年では資本用益費が2倍強に、08～14年では自家労働費が約2倍に増えている。特に資本用益費では、流動資本が8割近くを占めており、流動資本による増加、より踏み込んでいうと飼料費の増加が資本用益費の増加に結び付いている。

表 I-4-11 「内給費」の構成と変化

(単位：ウォン，%)

	2002	08	14年	02～08	08～14年
	自家労働費	315,373	376,038	720,666	19.2
資本用益費	330,493	702,689	229,187	112.6	-67.4
土地用益費	12,060	32,306	30,957	167.9	-4.2
計	657,926	1,111,033	980,810	68.9	-11.7

資料：『畜産物生産費統計』(各年版)より作成。

#### 4-5-2-5 規模別にみた所得・生産費分析

ここでは2014年の最新のデータをもとに、規模別の経営費の特徴をみていくことにす



る。表 I-4-12 をみると、経営費は最下層の 20 頭未満で 555 万ウォンを要し、最上層の 100 頭以上でも 581 万ウォンと規模が大きくても経営費はほとんど変わらない。つまり、韓牛生産では規模の経済がまったく作用していない。また、どの階層でも経営費のうち飼料費が約 50% を、家畜費が 35% 前後を占めており、経営費の構成も同じである。

総収入では、韓牛の販売収入が大部分を占めるため販売収入に限定してみると、20 頭未満では 591 万ウォンであるのに対し、100 頭以上は 651 万ウォンと 1 割ほど販売収入が多い。ただし、20 頭未満とそれ以外との間で販売収入の差がやや大きい、20 頭以上と比較すると大きな差はみられない。

最後に所得をみると、20 頭未満が 46 万ウォンと最も少なく、100 頭以上は 1.6 倍の 75 万ウォンである。だが、所得が最も高いのは 20~49 頭の 83 万ウォンである。純収益は、100 頭以上以外はすべてマイナスだが、これは「内給費」、特に自家労働費を高くしているためである。逆に 100 頭以上は、「内給費」が 60 万ウォンと一番小さく、特に自家労賃は 35 万ウォンと 20 頭未満の約 2 割の水準に抑えているためである。

このように韓牛は、規模の経済が働いていない上に、販売収入でも規模間に大きな差はみられなかった。その結果、所得面でも規模間で規則的な相違はみられなかった。なお、上記の傾向は 2014 年だけではなく、2008 年でも概ね共通している。

表 I-4-12 飼養頭数別にみた所得・経営費

		(単位：万ウォン，%)							
		20頭 未満	20~49	50~99	100頭 以上	20頭 未満	20~49	50~99	100頭 以上
経営費	家畜費	192	207	214	226	34.6	37.1	36.5	38.9
	飼料費	284	291	310	293	51.1	52.1	52.9	50.5
	水道光熱費	7	5	5	5	1.3	1.0	0.8	0.8
	防疫治療費	4	3	2	3	0.8	0.6	0.4	0.5
	自動車費	8	4	3	4	1.5	0.7	0.5	0.7
	農機具費	19	18	17	16	3.4	3.3	2.8	2.7
	営農施設費	16	13	12	11	2.9	2.4	2.1	1.9
	その他材料費	8	7	7	7	1.5	1.2	1.1	1.1
	借入金利子	5	2	6	7	1.0	0.4	1.1	1.1
	土地賃借料	2	0	0	0	0.4	0.0	0.1	0.1
	雇用労働費	1	1	4	6	0.2	0.2	0.7	1.0
	糞尿処理費	2	1	2	1	0.3	0.2	0.4	0.1
	生産管理費	4	3	2	2	0.7	0.5	0.4	0.4
	その他費用	3	2	1	1	0.5	0.3	0.2	0.2
合計 (B)		555	558	585	581	100.0	100.0	100.0	100.0
内給費	自家労働費	157	92	56	35	85.6	77.3	68.2	58.6
	資本用益費	23	23	23	23	12.5	19.3	27.9	37.6
	土地用益費	3	4	3	2	1.9	3.4	4.0	3.8
	合計	184	119	83	60	100.0	100.0	100.0	100.0
費用合計 (C)		739	678	668	641				
総収入	販売収入	591	631	638	651				
	副産物販売収入	5	7	5	2				
	その他収入	4	3	3	2				
	総収入 (A)	601	641	647	655				
所得 (A-B)		46	83	62	75				
純収益 (A-C)		-138	-37	-21	14				

資料：『畜産物生産費統計』(各年版)より作成。

#### 4-5-3 現地調査

##### 4-5-3-1 Cさん

Cさん(39歳)が営農する華山(ファサン)面は、郡内でも韓牛農家の多い地域である。C

さんの両親はもともと会社員であった。だが、老後のことを考え、20年前から韓牛を飼育したのが農業のはじまりである。Cさんも会社員であったが、7年前に父親が退職した際に合わせて退職し就農している。就農時の飼養頭数は100頭を数え、当時は市場からオスだけを購入して肥育していた。就農時から韓牛の飼育はCさんが1人で従事し、父親は手伝い程度である。

現在の飼養頭数は2倍の200頭に増えている。そのうち80頭が繁殖用のメス牛で、仔牛が産まれたらそのまま育てて出荷している。仔牛を市場から買うことはなく、専門の個人事業主に人工授精をお願いしている。それは、市場から購入するよりもコストが安いこと、等級がよいこと、その結果利潤が多く残ること、病気のリスクも低いこと、品種改良も自分でできること、品種改良すればより肉質・等級がよくなること、といった理由で人工授精にこだわっている。飼料は、主に配合飼料を使用しているが、繁殖用のメス牛には青麦などの粗飼料も与えている。青麦は、郡内で行っている農家から契約栽培で購入している。

飼育期間は、オスの場合は7カ月目に去勢して30カ月までに出荷している。出荷時の体重は750～780kgで、平均より少し大きめである。繁殖用のメス牛は15カ月から出産し、2～3回人工授精で出産させ、60カ月を超えないうちに経産牛として出荷している。

出荷は、農協運営の競売場に牛を持って行き、と殺後競りにかけられ、諸経費を差し引いたのち、牛肉の等級ごとに金額を受け取っている。等級は5等級(最高の1++等級, 1+等級, 1等級, 2等級, 3等級)に分けられ、Cさんの場合、1++等級が50%, 1+等級30%, 1等級20%という構成(金額ベース)である。なお、等級が1つ下がるごとに1頭当たり60万～80万ウォンの価格差が生じる。

Cさんによると、1頭当たり繁殖用のメス牛80万ウォン(減価償却費)と、飼料や維持費等360万ウォンで合計440万ウォンの生産費がかかっている(自家労賃は含まない)。上記の等級構成で合算すると、1頭当たりの販売価格は950万ウォンになり、440万ウォンの生産費を差し引くと約500万ウォンがCさんの所得になる。統計資料(2014年)による100頭以上の所得が75万ウォンであることから、現在のように1+等級以上を80%維持すれば、かなりの所得が残るということである。生産費は5年前も同じくらいで、あまりあがっていない。他方、販売価格は2年前に口蹄疫の終息後に、政策的に飼養頭数を増やしたため、750万ウォンまで低下していた。

今後の展望は、オートメーション化しているので、最大で400頭まで規模を拡大するとともに、品種改良もおこないより品質のよいものにしたいと考えている。

Cさんとしては、いまのところFTAの影響をそれほど感じていない。それは、国内的には韓国人は冷蔵を好むが、輸入は冷凍が中心であるため冷蔵が少ないこと、国外的にはFTAを結んだアメリカやオーストラリアでは牛の飼養頭数が減少していると聞いていること、他方中国の消費が上昇しており、その結果輸入価格がそれほど低くないため、である。価格面では現在よい価格がついており、当面は現況がつづくとみている。だが、高価格のため飼養頭数を増やそうという農家が少なくない。それが軌道に乗るまでには2～3年かかるため、2～3年後は供給が増え価格が低下するとみている。

#### 4-5-3-2 Bさん

先の米農家で取り上げたBさんのうち、韓牛の経営に関する部分のみをみていくことにする。

Bさんは韓牛80頭を飼養しており、概ね繁殖牛と肥育牛が半々である。繁殖牛は4年

間育て、肥育牛は2～3年飼育したのち出荷している。飼料は、体系的に生育段階に応じてアメリカ産トウモロコシや稲ワラ、TMRなどエサの種類や量を調整するが、仔牛にはアメリカ産トウモロコシ、去勢牛にはTMRを与えている。牛の出荷は、生体で業者に販売し、生体の価格で受け取っている。この場合、大体の相場が決まっており、解体後の等級に関係なく、農家は確実にその価格を受け取ることができる点が、先のCさんとは異なる。したがって、Bさんは出荷した牛肉の等級は把握していない。もちろん、トレーサビリティが法で義務付けられているため、追跡すれば把握することは可能である。なお、トレーサビリティに要する費用はすべて政府が負担しているため、生産者の負担はゼロである。他方、業者は、等級のリスクもしくはリターンを引き受けることになる。

販売価格は、去勢牛で1kg 1.4万ウォン、メス牛で1万ウォンであり、出荷時の体重は去勢牛700～800kg、メス牛600kgである。したがって去勢牛でみると、1頭当たりの価格は通常で800万ウォン、よい場合で1,000万ウォンになる。仮に800万ウォンとすると、所得は100万～150万ウォンくらいになり、1,000万ウォンだと800万ウォンとの差額200万ウォン分がそのまま所得に上乘せされ、300万～350万ウォンとなる。統計資料(2014年)では、50～99頭の所得が62万ウォンであることから、Bさんも同規模のなかではかなりの所得を得ていることになる。

なお、畜産にはほとんど行政からの支援はなく、2008年に「仔牛生産安定制度」を受けた程度である。2000年にはじまった本制度は、仔牛の基準価格(12年以降、1頭当たり185万ウォン)よりも市場価格が下がった場合、その差額の100%を補填するものである。だが、農家の加入率も低く、実際に発動されたのは08・09・11・12年の4回だけである。その他、先述したFTA被害補填直接支払いも受けている。

Bさんの経営規模は、5年前からだいたい60～100頭くらいの間を行ったり来たりしている。それは、仔牛が生まれるとよさそうな牛のみ残して育てているからである。Bさんとしては頭数を増やしたいが、畜舎の大きさが限られており、投資するにも資金的に難しい。そのため、今後も現在の規模を維持していく予定である。

また価格面では、2年前は1kg当たり7,000ウォンであったが、先述したように現在は10,000ウォンへ上昇している。その背景には、飼育頭数の減少が関係している。米韓FTAの締結により、アメリカから牛肉が多く輸入されると予測され、50頭未満の小規模農家を中心に廃業支援を受けて母牛を減らしたことが、頭数の減少と価格の上昇となってあらわれている。実際、完州郡でも5～6年前に小規模農家が廃業支援をもらっており、現在の価格上昇をみて「政府のいうとおり廃業して損した」という声も出ているようである。ただしBさんは、廃業支援による価格上昇は一時的なものとみている。そのため今後は、仔牛価格で30%くらい下がり、それにつられる形で韓牛も同じくらい下がると予測している。

#### 4-6 乳牛の所得構造

乳牛については実態調査ができなかったため、統計データのみ簡単にみていく。なお、資料の制約及び分析手法は、韓牛と同じである。

##### 4-6-1 農業所得の推移

乳牛1頭当たりの所得をみると(表I-4-13)、2002年は197.4万ウォンであったが、08年には19.1%増、さらに14年には52.3%増加し358.0万ウォンとなっている。総収入は、02年の465.8万ウォンから各期間とも4割強ずつ上昇し、14年で973.0万ウォン

ンへ増えている。なお、総収入は副産物やその他収入も含むが、その金額は多くないため事実上、牛乳の販売収入とみてよい。販売収入は販売量×乳価で構成され、販売量は08年 8566.7 リットルが14年に 8953.6 リットルと 4.5%増加している。同じく乳価は、1リットル当たり 759.3 ウォンから 1,044.7 ウォンへ 37.6%増加しており、乳価の上昇が販売収入を高めている。

他方、経営費は、2002年の 268.4 万ウォンが08年には約7割の上昇、14年も4割上昇し 615.0 万ウォンとなっている。したがって、02～14年にかけては総収入も大きく増加したが、経営費もそれと平行に上昇するなかで、所得も増加していることが分かる。

さらに所得の構成要素である「内給費」は、02年・08年は 84 万ウォン前後と変化がないが、14年には4割上昇し 115.7 万ウォンとなっている。純収益は、2002年の 113.0 万ウォン以降、継続して増加し14年には2倍の 242.2 万ウォンを記録している。したがって、所得の増加は、純収益の増加によってもたらされていることが分かる。

表 I - 4 - 13 乳牛1頭当たり所得の推移

(単位：万ウォン，%)

	2002	08	14年	02～08	08～14年
所得	197.4	235.0	358.0	19.1	52.3
総収入	465.8	672.0	973.0	44.3	44.8
経営費	268.4	437.0	615.0	62.8	40.7
「内給費」	84.4	83.1	115.7	-1.5	39.3
純収益	113.0	152.0	242.2	34.5	59.4

資料：『畜産物生産費統計』(各年版)より作成。

#### 4-6-2 経営費の内容

経営費の変化とその構成を示したのが表 I - 4 - 14 である。先に経営費の増加を指摘したが、02～08年で2倍以上増加しているのが、水道光熱費、耐材料費、その他費用の4項目である。同じく08～14年では、借入金利子、土地賃借料、雇用労働費、家畜償却費の4項目であり、02～08年とは異なる項目での増加率が大きい。だが構成比をみると、経営費の7割前後が飼料費、1割前後が家畜償却と両者が大宗を占めている。したがって、コストが大きく増加した項目のうち家畜償却費以外は、経営費全体に与える影響は小さいといえよう。むしろ02～08年は構成比が大きく、7割強の増加率を記録した飼料費が大きく影響しており、これは先にみた韓牛農家と同じ状況である。

表 I-4-14 経営費の変化と構成

(単位：%)

		変化率		構成比		
		02~08	08~14年	2002	08	14年
		経営費	飼料費	73.1	29.4	66.9
水道光熱費	113.4		45.9	1.3	1.7	1.7
防疫治療費	33.8		14.8	3.7	3.0	2.5
自動車費	—		—	—	—	0.4
農機具費	67.5		33.3	5.1	5.3	5.0
営農施設費	25.6		69.6	2.9	2.2	2.7
耐材料費	114.8		-13.0	1.6	2.2	1.3
種付料	96.7		17.4	1.0	1.2	1.0
借入金利子	-14.2		103.8	2.6	1.3	1.9
土地賃借料	-63.7		157.5	0.9	0.2	0.4
雇用労働費	69.1		145.0	1.2	1.3	2.2
糞尿処理費	—		90.2	—	0.4	0.6
生産管理費	—		—	—	—	1.0
家畜償却費	18.0		119.5	12.0	8.7	13.6
その他費用	166.7		-52.0	0.9	1.5	0.5
小計 (B)	62.8	40.7	100.0	100.0	100.0	

資料：『畜産物生産費統計』(各年版)より作成。

注：「糞尿処理費」は2008年から、「自動車費」及び「生産管理費」は14年から項目を設けて補足している。

## 4-6-3 「内給費」の内容

乳牛生産での「内給費」の構成は(表 I-4-15)、大部分を自家労働費と資本用益費が占めており、各年によりそのウェイトは異なる。「内給費」の増減をみると、02~08年では自家労働費が1割強減少したのに対し、資本用益費は25%増加している。他方、08~14年では自家労働費が2倍に増えたが、資本用益費は半減している。これらの要因については、統計上の制約から確認することはできない。

表 I-4-15 「内給費」の構成と変化

(単位：ウォン，%)

	2002	08	14年	02~08	08~14年
自家労働費	538,997	460,711	949,167	-14.5	106.0
資本用益費	239,497	300,971	143,172	25.7	-52.4
土地用益費	65,063	69,067	64,683	6.2	-6.3
計	843,557	830,749	1,157,022	-1.5	39.3

資料：『畜産物生産費統計』(各年版)より作成。

## 4-6-4 規模別にみた所得・生産費分析

2014年データをもとに規模別経営費の特徴をみると(表 I-4-16)、経営費は最下層の40頭未満で601万ウォンを要し、最上層の80頭以上では630万ウォンと最もコストが大きい。その背景には、飼養頭数が多い分飼料費が多くかかっていることが関係している。また、どの階層でも経営費のうち飼料費が約2/3を、家畜償却費が10%強と両者で多くを占めている。

総収入では大部分を占める販売収入に限定してみると、40頭未満では838万ウォンであるが、規模が大きくなるにつれ増え、80頭以上は961万ウォンと最も多いことが分かる。それは産乳量が40頭未満と80頭以上とでは11.2%異なるためである。

最後に所得をみると、40頭未満が273万ウォンと最も少なく、80頭以上は1.3倍の367

万ウォンである。だが、所得が最も高いのは60～79頭の386万ウォンである。

このように乳牛は、コスト面では規模の経済が働いていないが、販売収入では産乳量の相違から規模が大きいほど多かった。

表 I-4-16 飼養頭数別にみた所得・経営費

(単位：万ウォン, %, ㉿)

		40頭 未満	40～59	60～79	80頭 以上	40頭 未満	40～59	60～79	80頭 以上
経営費	飼料費	394	388	389	410	65.6	66.2	65.4	65.1
	水道光熱費	9	10	10	11	1.5	1.7	1.6	1.8
	防疫治療費	15	15	15	15	2.5	2.6	2.6	2.4
	農機具費	28	29	29	32	4.7	4.9	4.9	5.0
	営農施設費	17	18	13	17	2.8	3.0	2.3	2.7
	耐材料費	9	8	7	9	1.4	1.3	1.2	1.4
	種付料	4	4	5	7	0.7	0.7	0.9	1.1
	借入金利子	18	10	10	13	3.1	1.7	1.6	2.0
	土地賃借料	3	2	5	1	0.5	0.3	0.9	0.2
	雇用労働費	6	3	9	18	0.9	0.6	1.5	2.9
	糞尿処理費	3	4	3	4	0.5	0.6	0.5	0.6
	生産管理費	6	5	10	5	1.0	0.9	1.7	0.7
	家畜償却費	83	83	83	83	13.9	14.2	14.0	13.2
	その他費用	3	5	3	3	0.5	0.9	0.4	0.5
小計 (B)	601	586	595	630	100.0	100.0	100.0	100.0	
内給費	自家労働費	159	136	103	76	20.4	18.5	14.2	10.5
	資本用益費	12	12	15	15	1.6	1.7	2.1	2.0
	土地用益費	6	4	12	5	0.7	0.6	1.6	0.7
合計	177	153	130	96	100.0	100.0	100.0	100.0	
費用合計 (C)		778	739	724	726				
総収入	販売収入	838	898	947	961				
	副産物販売収入	16	19	20	17				
	その他収入	19	28	14	20				
	総収入 (A)	874	945	981	997				
産乳量		8,159	8,742	8,989	9,069				
所得 (A-B)		273	360	386	367				
純収益 (A-C)		96	206	256	271				

資料：『畜産物生産費統計』(2014年)より作成。

## 4-7 6次産業化の実態

### 4-7-1 制度と統計

韓国でも日本の6次産業化を参考にしつつ、様々な取り組みを推進している。そのための制度として、2014年に「農村資源の複合産業化に関する支援事業」を施行している。事業の対象者は、農業者組織・生産者団体・農畜産物加工業者などであり、「流通・製造、加工中心の産業化支援」、「6次産業化の支援」、「体験観光中心の産業化支援」、「産業団地の造成を通じた産業化支援」などに要する事業費に対し、国庫50%・地方費20%(道10%・郡10%)・自己負担30%の割合で支援するものである。

表I-4-17は、農業関連事業に取り組んだ農家の状況をみたものである。センサスがこのような項目で把握したのは2010年が最初であり、全国的な6次産業化の取り組みが緒に就いたばかりであることが分かる。総農家数117.7万戸のうち農業関連事業に取り組んだ農家数は15.2万戸、割合にして12.9%の農家に取り組んでいる。事業別では、生産者と消費者の直販が8.9万戸・7.6%と最も多く、直売所2.8万戸・2.4%、作業受託にあたる機

械作業の代行 2.3 万戸・2.0%とつづき，その他の3事業は1%にも満たない。事業ごとに営農品目をみると，直売所や直販では水稲・野菜・果樹が多く，食堂経営では食材としての米と野菜での取り組みが目立つ。加工場は，パックご飯やモチなどを中心とした水稲，漬け物や総菜などの野菜，ジュースやジャムなどの果樹で盛んである。機械作業の代行は米が，農村観光では米の収穫体験や野菜栽培などの農家が取り組んでいる。

表 I-4-17 農業関連事業別にみた取組状況

	総農家	農業関連事業						
		計	農畜産物	農畜産物	食堂経営	農畜産物	機械作業	農村観光
			直売所	直販		加工場	代行	
農家数	1,177,318	151,515	28,127	89,107	9,043	8,564	23,331	4,468
水稲	523,153	49,289	9,794	21,362	3,069	1,923	14,527	1,096
食糧作物	115,978	11,412	1,290	7,814	1,171	378	694	793
野菜	223,873	32,766	5,872	21,102	2,471	1,149	3,343	1,106
特用作物等	28,063	4,611	712	3,187	205	319	488	143
果樹	170,237	30,877	6,469	21,446	729	3,268	1,425	719
薬用作物	7,290	2,058	176	1,623	94	300	57	109
花卉	18,635	2,879	551	2,156	66	51	112	119
その他	8,934	1,143	196	772	58	97	54	45
畜産	81,155	16,480	3,067	9,645	1,180	1,079	2,631	338

資料：『農林漁業総調査報告書』（2010年）より作成。

#### 4-7-2 ローカルフードの現地調査

##### 4-7-2-1 直売所

完州郡には10の農協があり，そのうち4つの農協でローカルフードに取り組んでおり，農協の生活店舗やスーパーの一角にローカルフードのコーナーを設けるテナント式の直売が主流である。その運営主体は農協であり，基本的には農協の組合員は出荷可能である。だが，調査地域では4～5年前にローカルフード協同組合を設立し，その組合員になることが出荷資格となる。出資金は，1人50万～300万ウォンである。協同組合のなかに，20数個の部会がある。部会は生鮮と加工に分かれ，前者はイチゴや野菜など，後者は豆腐類や菓子類，味噌類などがある。

出荷農家は，簡易包装してコーナーで販売するが，価格も農家が決定する。その際，価格委員と品質委員がおり，彼らが卸売価格よりも高く，小売価格よりも低い価格になるような基準価格を設定し，農家はそれを参考にしている。出荷農家は，生鮮食品は価格の10%を，ジャムやパンなどの加工品は12%を手数料として支払う。

出荷農家は，新鮮で安全なものを出荷するとともに，1週間に1回検査し品質や鮮度をチェックされる。コーナーでは，一般農産物だけではなく，親環境農産物も販売している。コーナーの農産物が不足すると店舗から連絡がきて補充するが，長く出荷していると「何曜日の何時にはどういったものが売れる」かが分かるようになってくる。他方，売れ残りの農産物は出荷農家が持って帰らなければならない。韓国では，ローカルフードをする前から女性名義の口座をもっており，販売代金はその口座に振り込まれる。

調査した野菜農家（サンチュ，トマト，ニラ，トウガラシなど）のDさんは，概ね1日10万ウォンを売り上げており，金銭的にはかなりの副業となっている。

##### 4-7-2-2 農産物加工・販売

Eさん（51歳）はソウルで会社員をしていたが，都市での生活に疲れたため5年前に帰

村・帰農している。当初は、長ネギやサツマイモ、トウガラシなどを栽培し、市場に出荷していた。だが、農産物の生産だけでは収入がよくないため、年間を通じて販売できるものをつくりたいということで加工生産に取り組んでいる。

現在農産物は自家用しかつくっておらず、営農組合法人を立ち上げて加工部門に特化している。Eさんの他に近隣の農家(60代)を含む5人で、1,000万ウォンずつ出資している(代表はEさん)。Eさん夫婦2人、常勤雇用1人(47~48歳の女性)、パート1人(50代前半の女性)の4人が加工の作業及び販売をしている。

Eさんは、地元農家から大豆を買い上げ、自家工場で豆腐をつくっている。もともと大豆生産の多い地域ではなかったが、豆腐の販売が順調であったことから周辺農家も大豆を増産するようになった。加工場の建設には1,000万ウォンを要したが、帰農者を補助要件とする郡の事業で10%の補助を受けている。

豆腐の販売先は、ローカルフードのコーナーと学校給食、ネット販売の3つが中心である。ローカルフード協同組合には、設立当初から加入している。また、完州郡では小・中・高校で給食を実施しており、公共給食センターで給食をつくっている。そのセンターが豆腐の納品業者を募集しており、応募したところセンターによる現地調査等を踏まえて選ばれたのが経緯である。

Eさんによると、ローカルフードのコーナーでは消費量が限られているため、豆腐の生産・販売を増やしたくても増やせないのが実態とのことである。そこで、今後はおからドーナツや豆乳など加工品の種類を増やしたいと考えている。加えて、加工場の横に体験コーナーの施設をつくるなど都市と農村の交流にも取り組みたい意向である。そのためには、当然従業員の増員も必要になってくるが、最初はパートで対応し、順調にいけば常勤雇用一規模によっては男性従業員を雇うことで地域の雇用にも貢献したいと考えている。

#### 4-8 まとめ

韓国では、近年農工間の所得格差が激しくなっており、それは特に農業所得で顕著であった。さらに、農家所得内部でも農業所得のウェイトが低下しており、農業内・外で農業所得の後退が問題となっていた。そうしたなか米・韓牛を中心に所得・生産費の構造をみた。

米の場合、近年離農もしくは小規模層への転落と大規模層の形成という両極分解が進んでいた。全体として米の所得は2000年代以降不安定な状況にあるが、11年移行は復調傾向にあった。その背景には、米価の増加があった。日本とは異なり韓国の農協は、委託販売ではなく農家から購入している。韓国的特徴だが、3年に1回の農協組合長選挙の時に高い米価で購入するという政治的理由も米価の下支えになっている。他方、生産費面では自家労賃・委託営農費・借地に対するコスト(小作料)が顕著であった。なかでも韓国は借地率が高く、農地価格も全体的に上昇していることもあり、借地のコスト高が特徴であった。

こうした特徴は、規模別にみた所得・生産費にも影響を与えていた。韓国では規模の経済が作用していたが、最下層(0.5ha未満)に対する最上層(10.0ha以上)のコストは約2割減であった。これに対し日本では5割強低下しており、韓国では規模の拡大が借地のコスト高につながるため、規模の経済がそれほど働いているわけではない。それ故に、最上層の所得が最も高いということではなかった。

また、米では農家の所得補償として米所得等補填直接支払いを講じていた。だが、所得と交付金合計に占める交付金割合は1割程度であり、欧米諸国あるいは日本と比較し



てその比重はかなり小さいといえる。だが、韓国では米価が0.5ha未満の生産費合計を上回っていること、米所得等補填直接支払いの基準価格も平均生産費の1.7倍の水準であることを踏まえると、交付金割合の低さがイコール支援の薄さに結びつくわけではない。

韓牛でもアメリカやオーストラリアとのFTA締結を踏まえ、競争力強化を推進しており、米同様に近年大規模化と小規模化及び離農という両極化がみられた。近年の韓牛の所得は60万～70万ウォンで、自家労賃を高く設定し、その分純収益がマイナスになるという構図がみられた。また飼料費、特に輸入する濃厚飼料がコスト高につながっていた。規模別では規模の経済がほとんど作用しておらず、階層間において明確なコスト差や収入差、所得差はみられない点が特徴であった。ただし、現地調査をした韓牛農家は、統計資料の数倍に及ぶ所得を得ていた。その要因を数値的に探ることは困難であるが、調査農家に共通することは品質や等級のよい韓牛を飼養していた農家であることが、販売価格面からもみてとれた。したがって、米以上に高品質、差別化が所得に与える影響が大きい品目といえる。直接支払いでは、時限的かつ限定的なFTA被害に対する交付金以外は特にみられなかった。

さらに、統計資料のみの考察であったが乳牛は、総収入の増大、特に乳価の上昇が所得の増加をもたらしていた。規模別では規模が大きいほど総収入は多かったが、コスト面では韓牛同様に飼料費（濃厚飼料）の上昇で最上層が最も高く、規模の経済は作用していなかった。

ところで、低下する農業所得をカバーするために、韓国でも親環境農産物や6次産業化の取り組みを推進していた。親環境農産物は、1999年から直接支払いを含めサポート体制が敷かれており、調査した米農家も地域（団地）ぐるみで取り組んでいた。6次産業化自体は新しい取り組みであるが、地産地消や直売所、農産物加工への動きが実態調査からも確認された。それが低迷する農業・農家所得にどの程度貢献するのか、今後の調査・分析課題の1つといえる。

以上、農業所得について広範囲の視点からみてきた。そのため一定の枠組みでまとめることは困難であるが、いずれにせよ農業所得自体厳しい状況下にある。そうしたなか、構造改善を通じた両極化によって大規模あるいは高品質な農産物をつくりだす農業者は一定の稼得がみられた。ただし、こうした層は少数派であること、小規模農家や離農農家の他産業を通じた稼得機会がどの程度整えられているのか、また農村社会という範囲で捉えた場合に、彼らだけで農村社会が成り立つのかといった複合的な視点での追跡調査・考察が求められよう。

#### 【参考文献】

- ①品川優(2010)『条件不利地域農業 日本と韓国』筑波書房。
- ②品川優(2014)『F T A戦略下の韓国農業』筑波書房。
- ③品川優(2015)「韓国における米の関税化移行と所得補償・構造政策」『農業経済研究』第87巻第1号。
- ④深川博史(2013)「韓国における農業構造政策の転換とトルニョク別経営体の現状について」『レファレンス』No.745
- ⑤ジョ・ガオク(2014)『トゥルニョク経営体の段階別育成体系の研究』韓国農業経営技術研究院。

(写真) 農村風景

